

1. 議事日程

〔平成23年第2回安芸高田市議会6月定例会第8日目〕

平成23年 6月20日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
5番	和 田 一 雄	6番	水 戸 眞 悟
7番	先 川 和 幸	8番	山 根 温 子
9番	宍 戸 邦 夫	10番	山 本 優
11番	前 川 正 昭	12番	秋 田 雅 朝
13番	赤 川 三 郎	14番	青 原 敏 治
15番	金 行 哲 昭	16番	入 本 和 男
17番	今 村 義 照	18番	亀 岡 等 之
19番	塚 本 近	20番	藤 井 昌 之

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

5番 和 田 一 雄 6番 水 戸 眞 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
教 育 長	佐 藤 勝	総 務 部 長	沖 野 文 雄
企画振興部長	竹 本 峰 昭	市 民 部 長	新 川 昭 夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武 岡 隆 文	産 業 振 興 部 長	清 水 勝
建設部長兼公営企業部長	河 野 正 治	教 育 次 長	沖 野 和 明
消 防 長	光 下 正 則	会 計 管 理 者	森 川 薫
八千代支所長	藤 本 宏 良	美土里支所長	小笠原 義 和
高宮支所長	藤 井 静 雄	甲 田 支 所 長	益 田 茂 樹
向原支所長	岡 崎 賢 志	総 務 課 長	杉 安 明 彦

行政経営課長 西岡保典 政策企画課長 山平 修

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	立田昭男	事務局次長	外輪勇三
主査	森岡雅昭	専門員	藤堂洋介

~~~~~○~~~~~

午前 10時00分 開議

- 藤井議長 皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員は20名です。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。  
6月2日に開かれた「産業建設常任委員会」において、正副委員長の辞任が許可され、同日、新たに正副委員長の互選がありました。その結果が通知されておりますので、御報告いたします。産業建設常任委員長に前川正昭君、同副委員長に石飛慶久君。また、同日付で、議会運営委員入本和男君からの辞任願について、委員会条例第14条の規定により、閉会中でありましたので議長において許可し、同条例第8条の規定により、前川正昭君を選任いたしましたので、御報告いたします。  
以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において5番 和田一雄君、6番 水戸眞悟君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

- 藤井議長 日程第2、一般質問を行います。  
一般質問の順序は通告順といたします。  
質問方式は一問一答方式とし、1議員あたり質問時間は30分以内でございますが、執行部からの逆質問に対する答弁は、持ち時間には含まれません。  
なお、1つの質問を終え、次の質問に移る場合は、「次の質問に移ります」等の発言をし、明確にわかるようお願いをいたします  
それでは、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。  
8番 山根温子さん。

- 山根議員 8番、無所属、山根温子でございます。  
通告に基づきまして、光のネットワーク整備事業について、質問させていただきます。  
まず、このたびの東日本大震災によって亡くなられた方々の御冥福を祈るとともに、被災された方々、自治体の早期の復興を願うところでございます。  
今回の震災においても被災後の情報がなかなかとれない、届かないという状態が見られております。広い範囲での大きな災害ですので、その混乱は大変なことでありましょう。災害は忘れたころにやってくるということわざがございますが、近年の災害は年を追うごとにその周期は短

く、被害の大きさも拡大しているように思えます。災害への備えに向けては、自治体の防災環境、そして地域の力が大きくかかわってくると言われております。

今回光のネットワーク整備事業については、最後のほうでこの防災環境、地域の力を元気づけるものとして市長のお考えをお聞きしたいと思っております。

さて、昨年12月の定例会において質問いたしましたブロードバンドの整備について、ことしに入りまして光ファイバーによる整備計画が予算化され動き出しております。あの12月の一般質問において、市長は「やっぱり高い買い物なので慎重にやっていきたい。あらゆる手法を検討していきたい。そして後からやるからやっぱりよかったということにしたい」とも言われておられます。建設費40億円の事業です。今年度実施設計に関する9,600万円の予算は3月予算常任委員会にて、また所管の総務企画常任委員会において事業の経過については調査、審議されてはおりますが、5月に出された事業の概要は整備目標や提供サービスなど前回と比べて具体的なものとなっており、ここに改めてこの事業についてお尋ねいたします。

まず最初に、光のネットワークで実現しようとするファイブスター計画についてどのようなものなのか、お尋ねいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

ただいまの山根議員の御質問にお答えをしたいと思います。

質問の前に、先ほどもございましたけど、東日本大震災につきまして、依然として2万6,000人の方々が死亡また行方不明ということになっております。深く哀悼の意を表したいと思っております。そしてまた1日も早い復興を願うものであります。

光のネットワーク整備事業についてのうち、光のネットワークで実現しようとするファイブスター計画とはどういうことかという御質問でございます。

本事業の整備目標といたしましては、ファイブスター・五つ星計画として、一つ、「通信技術で生活を豊かにする環境の実現」でございます。二つ目、「若い世代が住みやすい環境の実現」であります。三つ目、「高齢化社会をサポートできる環境の実現」です。四つ目、「災害情報を各家庭で共有できる防災環境の実現」。五つ目、「企業が望む通信環境の実現」、この5つの項目をファイブスター計画として掲げておるところであります。

このたびの、情報基盤整備事業は、第1には情報格差の是正及び市内の情報伝達手段の統一化を目的といたしております。これに伴い、市民の皆様方の利便性の向上を図ることを目標として定めたものであり、整備により、当市におけるブロードバンド環境をより豊かなものとし、若

者定住、地域及び企業の活性化等、将来的に展望のある安芸高田市を創造することを目的とするものであります。

また、Jアラート、いわゆる全国瞬時警報システムによる、国からの緊急情報を市民の皆様方に迅速に提供できることも将来的に可能となり、安心・安全のまちづくりの推進に役立つものと考えております。

さらに、ひとり暮らしの高齢者の方などの見守り機能など、情報通信基盤を活用して高齢化社会をサポートできる環境の構築を目指すものであります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 ファイブスター計画についての生活を豊かにする、そして若い世代が住みやすくする、また企業が望む通信環境の実現ということで、番号でいいますとこの1番、2番、5番については既にインターネットを利用されている方々にとっては待ちに待った環境と言えますし、既にある企業にとっても、また新たな企業誘致にとっても必須条件となる通信環境がやっと整えられるといったところだと思います。

また3番、4番、高齢化社会をサポートできる環境の実現、災害情報を各家庭で共有できる防災環境の実現については後ほどふれていきたいと思っております。

ではここで動き出してはおりますけれども、この事業について私の中ですっきりしていない部分がございますので、確認させていただきたいと思っております。これまで、市は光について財政面の問題から消極的な態度でございました。実際、合併後、支所別懇談会において光ファイバーの整備について、私自身フロアから質問をしたことがあります。光整備は40億円の投資が必要となるため困難という答弁が当時の部長からありがっかりしたことがございます。

平成19年9月に自治振興部企画課が出している安芸高田市地域情報化実施計画。これは平成19年から21年度でございますけれども、この計画は安芸高田市地域情報化推進懇談会という委員長を除く10名の委員全員が公募によって集まり、平成18年12月から平成19年3月までの短期間のうちに5回会議を設けられてまとめられた提言を受けて策定されたものです。しかし、この提言書の中にあつたまず第1の光ファイバー網の整備が必要ということについてこの平成19年の提言書が出された時点で財政的に不可能とされております。しかしその後、平成21年度の施政方針において、浜田市長は庁舎内に地域情報化検討委員会を設置し、本市にもっともふさわしい将来のブロードバンド化に向けた市場調査、企業算出、整備手法など総合的な実施計画を策定するとされ、その後の平成22年から平成26年度の実施計画において情報基盤の整備をこの平成23年から25年で計画されております。少なくとも、平成19年まで不可能と言っていた市の態度がここに来て光に対して積極的な対応に転換してきたのにはどんな理由があるのでしょうか。インターネット環境の中で生活す

るものにとっては、企業も若者も私自身も毎日インターネットを利用しながら生活していますから、光の環境は大変望ましい環境ですが、市の方向の転換について確認をさせていただきたいと思います。

特に、以前理由としてあげられてきた財政的な面の費用算出についてはどのように解決されたのか。またこの事業による実質公債費比率、借金への影響についてもお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ブロードバンド化への政策の変更についての御質問でございますけど、市長がかわったんですから当然の話なんですけど、ずっといいことは前を継承していきますけど、やらなければいけないことは新たな角度でまた検討してやっていくというのが政治じゃないかと思っております。

私も前市長さんの考え方にも一部あると思って話を聞いてたんですけど、ADSLによることで十分だということでした。だけど、いろいろ企業とかを回って見たときに、非常に企業の方々が企業誘致の条件でこれが第1に上げられるというような社会的状況があります。CADとかがありまして図面転送とかそういうようなことだったら機械でないと当然対応できないような状況下でございます。

財政につきましても、皆さんの協力、職員の協力、市民の皆さんの協力で行財政改革の結果、成果がちょっと出まして対応的にはこのたびの合併特例債等を活用しながら何とかいけるんじゃないかという目鼻がついたのでやることにしました。

それともう一つは、このブロードバンドの整備も広島県下の中でも我が市、2、3町になっています。これでないところが。私のところの町もラジオだけでいいよと、よそはみなテレビが映るのにうちだけラジオ入れてるといっても、社会的にこれからも国とかの情報体系に非常についていけないということがあるので、子どもたちも若者定住の条件として、この光というのは大きな条件としております。こういうことを総合的に判断した結果、この安芸高田市としても他の町におくれをとらないようにこのことをしっかりと整備をしていくことが大事じゃないかということで、そういう判断のもとに今回決断をしておるところでございます。前市長を非難しているわけじゃなしに、社会的状況を非常に前より変わってるということをちょっと理解してもらいたいと。財政状況を前より少し変わって皆さんの協力のおかげでこういうことができる体系になったということで御理解を賜りたいと思います。

それから整備にあたっては、やっぱり通信と放送があるわけですけど、通信というのはインターネット主体、放送はテレビジョン、CATVの話ですけど、どちらかという通信を主体にしていきたいと思っております。将来的にこれはCATVについては足していけるんだというようなシステムを構築したいと思っております。どういうことかというと、また後ほど質問があると思いますので、余りしゃべっては後からしゃべ

ることがなくなるのでこのぐらいにしておきますけど、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 市長がかわられたということもあるかもしれませんが、社会状況の変化が大きく変わってきたということと言われたと思います。しかし、社会状況がいかに変わろうと財政的にそれができる状況でなければできないわけで、この点についてはさらに答弁をいただきたいと思いますが、財政推計上、先ほども言うておりました実質公債費比率の観点からどのようになってくると考えられて進められているのか、お願いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

副市長 藤川幸典。

○藤川副市長 御案内のように、平成19年9月に財政運営方針を掲げて、財政健全化計画を立てたわけでございます。市の総合計画というのは、御存じのとおり新市建設計画を踏襲したものを基本に立てておるわけで、確かに御指摘のとおり合併当時は今のブロードバンド関係は優先順位は一番最後にございました。財政状況によって、それはいつ着手するかというのは一番最後になっておりました。先ほどからございますように、中長期的な財政収支を見通しする中で計画的にそういったものを立てながら実施する中で、御案内のとおり第1次の行財政改革を実施してきたわけでございます。

先ほど市長が申しましたように、市民、議員、職員皆さん御協力によりまして、累計的には35億の効果額が出ておるのも事実でございます。そういった中で特にそれぞれ歳入と歳出の見直しをする中で、平成17年から5年間の第1次、さらに平成22年度からの第2次行政改革の5年間ですね。樹立しまして昨年の10月ですか、その総合計画、基本実施計画、財政計画もさらに社会情勢の見直しの中でそういったものを組みかえておるわけでございます。そういった中で先ほどからございましたように、財政構造の弾力性を示す経済収支比率、また実施する公債費率等を一定の制度の改善が見直されたわけでございます。御存じのとおり、去年は7億5,000円の繰り上げ償還もさせていただきまして、将来の実施する公債費比率も次年度ぐらいからは安定な使用となると思っておるところでございます。そういった中で、交付税も御案内のとおり合併10年後から段階的に削減されるわけですが、そういったものすべて網羅して財政運営方針を策定いたしまして、その中で先ほど御質問がございました光ファイバー、ブロードバンド整備事業のほうにも着手しても将来に借金を残さない方法で乗り越えられるというところで判断、決断をしたわけでございます。この間、地方債残高も合併当時は350億9,000万円ございましたが、33億9,000万円ほど減少させていただきまして、平成23年度末では317億円ぐらいの見通しとなっておりますわけでございます。このまま

歳入歳出を削減しながら効率のよい展開をしながら、そういった若者が展望を持てるこのブロードバンド整備事業に着手したわけですのでよろしく願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 行財政改革の成果、家庭でいえばやりくりをやった結果、将来に借金を残さない方法でこの整備事業も乗り越えられるということを確認いたしました。

さて、次の質問に移らせていただきます。この地域情報化検討委員会では整備方法についても検討され、それは実施計画として策定されたとのことですが、今回導入する整備方法と各戸に整備される告知端末というものがあるそうですが、今回、IP告知端末を選定された理由についてお尋ねいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 導入する整備方法と告知端末としてのIP告知端末を選定した要因についての御質問でございます。

整備の方法についてでございますが、伝送路は基本的に有線、光ファイバーを敷設いたしますが、有線で整備する地域と無線で整備する地域に機能の差異がない場合、また、整備後のランニングコスト等を勘案した上で、一部の地域には無線での整備も検討いたしておるところであります。

宅内整備につきましては、インターネット環境等に必要な、告知用端末は公費での整備を考えております。また、告知機器として、IP告知端末を選定した要因につきましては機能が双方向であることから、一方通行のFM告知と比較して、汎用性に富み、将来性が高いことからIP告知端末の導入を図るものであります。また、IP告知端末機器には域内電話機能を備えた機種もあり、有線電話の代がえ機能を果たすことも可能となります。なお、IP告知端末を利用したサービスは、防災告知のほか、市からの情報配信、JAの農事放送なども行え、また、グループ内で情報配信する機能も備わっております。振興会単位・学校区単位・行政区単位での連絡を図るツールとして地域単位での情報交流も可能となります。さらに、通信技術を活用した、VODいわゆるビデオ・オン・デマンドでテレビを利用した行政案内、情報配信も行えることになっております。また、IP告知端末には双方向機能を具えておりますので、現在、機器が老朽化しております安心電話の代がえ機能として、ひとり暮らしの高齢者の方などの見守り機能としての活用も可能となります。

将来的には福祉医療や産業・教育分野などへの多様な活用が十分に期待できることから、告知機器としてIP告知端末を選定いたしましたわけですので御理解を賜りたいと思います。



○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 IP告知端末の選定の大きな要因は、双方向性にあるということだと思います。市長、双方向性を持つこのIP告知端末機、これの使い方については先ほどより多くの機能があるということで使い方の面でたくさんの方の利用の方法を御説明されました。この中で一つ安心電話という話が出ましたけれども、この安心電話というものについての御説明をしていただけたらと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長 お尋ねの安心電話でございます。この安心電話につきましては、在宅のひとり暮らしの世帯あるいはそういった世帯の緊急時の不安の軽減、あるいは急病等の緊急に迅速かつ適切に対応するというので、そういった世帯に設置をいたしておる電話でございます。これにつきましては、緊急時に電話本体に附帯しております緊急通報ボタンを押すことによりまして、消防署のほうに通報され速やかに署員が出動し、救助等に当たるシステムでございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 この安心電話については最後のほうでお聞きしようと思ってたんですけども、安心電話という言葉が出ましたのでここで少し私が調査した内容も発表したいと思います。

平成22年1月1日から12月31日までの資料を消防よりいただいております。安心電話受信状況及び設置数についてでございます。市内にこの平成22年においては488台設置されております。1年間で859件の受信をいたしますけれども、そのうち救急と相談件数は合わせても23件。約3%に満たない。あとの97%は誤報が93件、電池切れが472件、テストが260件でしたということでした。このことが何を表しているか、この数字から高齢者にとっては、私が考えるに、機器を使うことが難しくなっていると言えるのではないかと考えております。この機能をIP告知機は端末として持ってくるということで、これは頭の中に置いといていただいて、次の質問に移りたいと思います。

冒頭のファイブスター計画の防災環境の実現においては、災害時の情報伝達手段の確保としての告知端末機の役目もあると思いますので、次の質問。地震や水害などで被災し、光ファイバーが断線などしたときの対応はいかがされるのか、お尋ねいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 地震や水害などで被災し、光ファイバーが断線した時の対応についての御質問でございます。

光ファイバーケーブルを敷設する場合、幹線をループ構造にして遮断

を防ぐ手法で整備いたします。具体的には、吉田町を中心として各町に幹線を敷設し、さらに外郭の各町を結ぶことで、1つの幹線が遮断しても外郭のケーブルを利用することで通信を確保することができます。

地震や水害などで被災し、光ファイバーが遮断したときの対応についてでございますが、ループ構造であっても、光ファイバー網は有線であることから、大規模な災害等により複数の幹線が断線した場合、通信は遮断をいたします。今後、保守管理業者と復旧マニュアルを策定いたし、障害時等の早期復旧を図ることを考慮していきたいと思っております。

また、そうした大規模な災害による通信の遮断時においては、地元の自主防災組織の皆様や消防団等関係機関との連携を図り情報伝達手段の確保に努めてまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 ループ構造で外からも直線でも両方でできるようにするという。さらに消防団とも情報の手段、市長の言葉から言いますと、これから考えていくということだと思います。

次にまいります。停電時、IP告知端末は電池によるバックアップがなく、また緊急時持ち出しができないことですが、その時の対応はいかなされるのでしょうか。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 停電時における対応についての御質問でございます。

御質問のとおり停電時においてはIP告知端末はバックアップ機能がないことから使用不能となり、また屋外への持ち出しができない機構となっております。一方、FM告知端末は、電池によるバックアップ機能と緊急時に屋外に持ち出せラジオ機能も備えております。しかしながら、先ほど申しましたとおり、IP告知端末は双方向機能を有していることから汎用性に富み、また、情報端末を活用した将来の行政サービスの拡充を考慮した結果、IP告知端末を選定いたしております。

機械は万能ではないことから、そうした場合の災害時等の伝達手段につきましても、マンパワーなど自主防災組織の皆様方に頼らざるを得ないのが現実でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 3番、4番とIP告知端末の欠点ばかりを質問いたしましたようなことになりましたけれども、災害に対して万能なものはないと思っております。

市長がおっしゃるとおり自主防災組織、その地域住民、コミュニティーに頼ること、これが一番必要になってくると思います。ただ、こういった欠点をわかった上で、災害時の告知に対しては有線も無線も活用し、それぞれの長所や短所を考慮した上で市全域をカバーした災害時の告知

をいかに整備していくか、現在このことについて具体的な計画は地域防災計画などにおいて示されているのでしょうか。そこのところお聞きいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 地域防災計画につきましては、現在は吉田町、美土里町、高宮町、甲田町につきましては有線放送を活用いたしているところでございます。八千代町、向原町につきましては防災行政無線、これらを活用して周知告知をすることといたしております。

また先ほどから出ておりますように、非常に自主防災組織というものが重要になってきますので、連絡網の整備を含めた医療支援者の救助体制についても含めた組織の充実を図っておるところでございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 これからしっかりとした具体的な計画、自主防災組織も組み入れて、そのこのたび考えられたIP告知端末機を災害時の告知を実現するアイテムと位置づけて具体的な計画をぜひ示していただきたいと思っております。

さて、次の質問に移ります。双方向性を重視して選定したIP告知端末機であるからには、双方向により受信した情報の整理、またその情報への対応が必要になると思いますが、これについてはどのようにお考えなのでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 双方向により受信した情報の整理、対応につきましては、今後、サーバー機器の設計業者や整備後の管理運営委託事業者と管理システム等の協議を図り対応してまいりたいと考えております。

また今後、合併特例加算が終了し普通交付税が減額することから、財政的にも職員数も現在の体制を維持することが困難であることが想定されることから、個人情報保護法を遵守した上で極力外部委託の手法で情報の整理及びその対応を図りたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 受信した情報の整理、また対応については業務外部委託という方向で考えられているということがわかりました。

次に、現在インターネットの加入率はADSLで私が持っている情報では27%だったと思っておりますけれども、運営を委託するにもこの加入率をふやすことが必須だと思います。また12月にも触れていますが、この利用料の問題。現在、農協の有線は1カ月あたり1,120円。初めて設備をつ

けるときは整備負担金、出資金が3万円、新設であれば1加入2万4,150円ということだと思いますが、設備の老朽化が言われる中、利用される方々も高齢の方が多く、また年金の中から利用料を払われているとすれば、IP告知にかわって使い方になれない機械の上に負担する利用料がふえるとしたら全戸配置は年金生活者に今以上の負担を強いることになるのではないかと思います。そんな思いを持って、6番目のインターネット加入率の予測とIP告知端末利用料の設定についてお尋ねいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 インターネット加入率の予測とIP告知端末利用料の設定についての御質問でございます。

最初に、整備後のインターネット加入率の見込みでございますが、現在の市内のインターネットの利用率は先ほどお話しございましたけど、私のほうでは27%から30%と推計しております。また、国が掲げる光の道構想では、2015年までに全国の超高速通信網の整備率を100%にし、普及率を高める目標計画がございます。

光のネットワーク整備事業により市民の皆様がどの地域にお住まいでも、あまねく等しく平等にインターネットを利用できる環境が整います。現時点ではインターネットの加入率の予測は立てておりませんが、本市といたしましても、国の方針に従いまして目標を設定し、加入の促進に努めてまいりたいと考えております。

IP告知端末利用料の設定につきましては、決定しておりませんが、近隣の自治体や既にサービスを開始している他の自治体の利用料金を参考にして、整備後の運営管理委託事業者とも協議調整の上、料金の設定を考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 告知端末機の設置費用や保守費用とも確定しないけない現状ではその額や負担割合は今後の検討課題ということだとお聞きしました。

さて、ファイブスター計画の3つ目、光のネットワークによってひとり暮らしの高齢者の安否確認や健康管理ができるシステムを構築すると市長はまちづくりセミナーでもおっしゃっております。先ほど安心電話の件も出ましたけれども、高齢化社会をサポートできる環境の実現は市民総ヘルパー構想、また自主防災とどのようにかかわってくるのでしょうか。お伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 光の道ネットワーク整備による高齢化社会をサポートできる環境の実現と市民総ヘルパー構想及び自主防災組織との関連でございますが、本来、人間は人と人とのつながり、ふれあい、ぬくもり、また地域の助け

合い、きずなにより幸福を感受するものであり、万能の機械でもマンパワーに敵うものはないと信じているところでもあります。

しかしながら、現実的にはすべてを地域的なボランティアで賄うのは体力的にも資金的にも困難なことも事実でございます。マンパワーで補えない部分を情報機器で補うのも一つの手段であると考えております。

光ファイバーを利用した情報通信網は、時間と距離を超越することで、地理的、空間的な制約を克服できるツールとして、ITの持つ潜在的な可能性、将来的な活用能力は極めて大きいものがございます。情報通信基盤の整備により、市民総ヘルパー構想及び自主防災組織の確立の援助に役立つよう努めてまいりたいと考えております。

将来的に福祉医療や産業・教育分野などへの多様な活用が十分に期待できることから、将来を見据えた情報伝達システムの構築を図り、地域の活性化、また将来の安芸高田市を担う若い世代の方にも魅力が持てる安芸高田市を目指して、整備を推進してまいりたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思っております。

なお、先般の総務企画常任委員会で説明しましたように、今後プロポーザルにより、設計業者、整備後の運営管理委託事業者を選定することとしており、関係部局との連携して検討しているところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 マンパワーでも補えない部分、またその機械によって地域活力をさらに支援するという答弁だったと思っておりますけれども、このIP告知端末は今のところ計画では全戸配置という方向で進んでおります。各家庭に1台配置するという説明だと思っておりますけれども。

現在、安芸高田市内にひとり暮らしの65歳以上の高齢者、この6月現在の数値を出してもらっております。2,599人いらっしゃって、うち要支援、要介護者は890人という報告を受けております。ひとり暮らしの高齢者の約35%は何らかの支援が必要ということです。機器が使えないということはない方もいらっしゃいますでしょうが、何らかのサポートが必要と思います。高齢者が機器を使いこなせるか、操作が可能か、ひとり暮らしの安否確認、健康管理ができるという便利性と機能させることができるか。

そしてそれによって介護予防、予防医療が進むかどうかについてはインターネットを使ったテレビ電話で遠隔以上の実績について検討されたものがございます。5月に政務調査費によって参加しました地方自治経営学会第50回の研究大会において、テレビ電話を用いた遠隔医療の意味するところという講演がありました。そこではテレビ電話を用いた遠隔医療を東京の栗原クリニックのドクターがされております。テレビ電話を2007年から日本の3地域で遠隔医療相談システムに使いまして実証実験を行っておられます。2007年は東京都区内で高齢者40人を対象、月1回計3回の指導で重度の糖尿病患者の血糖値の改善が見られた。2008年

からは奥多摩町で80人から120人を対象に約8割で症状や血液性科学的な改善が見られた。2009年から岩手県の遠野市で約300人から400人の希望者を対象に、体重、血圧、中性脂肪などの数値に顕著の改善が見られたという実験報告でございます。テレビ電話、インターネットを活用した遠隔医療は少なくとも予防医療や慢性疾患への対応においては効果が実証されつつあります。なぜいい結果が出たのか。これはこの実証実験では機器を個人のお宅ではなく各地区にある集会所に設置し、参加者に集まってもらうことで地域住民が互いに支え合い、地域ぐるみで健康づくりをする機運が自然に形成されたことが一つの要因だとされております

市長がよく言われております、お互いさま、助け合いという意識が遠隔医療相談を契機にそれらの地域では、都会においても復活したと考えられております。こういったコミュニティの力、現在、ソーシャルキャピタルといわれております、医療や保健、教育、経済、治安など種々の分野でこういったコミュニティの地域の人々の力が高いところほどうまくいくと言われております。異説には魔法のつえだという言葉で表現されてもおりますけれども。現在、市が整備されようとしているこの光ファイバーによるIP告知端末。これをコミュニティを市長も言われておりました、力づけるものとするができる魔法のつえとして整備するくらいのもりでやっていていただきたい。それには地域に入った説明の必要性も必要だと思いますし、また各課との連携も必要ではないかと思っておりますけれども、平成21年に市が設立しております庁舎内の地域情報化検討委員会、これは現在もございませうか。そして委員の構成を聞かせていただきたいと思っております。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 テレビ等を利用した遠隔医療につきましては、私3年前から一応挑戦してるんですけど、このことについては広島県では、今仲間がそろってるところでございませう。1番のネックは医療法の改定がないとこのことは前にいきませう。医療という法律を改定をしないと、テレビ行為は医療行為にならんというところでありませう。だけど、この我々がいつも示してます人口構成を見たときに、安芸高田市は若い人がいない、少子高齢化が進んだまち、将来的にお医者さんが来るか、看護師さん来るか、ヘルパーがおるかということが非常に難問でございませう。このことを見据えた上でも、この遠隔医療というのは大事だと思っております。これをうまく機能するためにも、先ほどIP告知端末がいると思っております。全体的な詳細は、例えば年寄りの安否確認とかいうのは非常に端末で行くんですけど、今議員御指摘のように、各支所とかお医者さんを遠隔医療を行うためにはあるところにまとまったほうがいいということもございませう。これはこれからの日本の課題でもありますので、これからのもしっかり勉強していきたいと思っております。このことを非常に県に対しても皆さん議員の方も応援をしてもらいたいと思っております。そういうことが

非常に厳しいような状況です。これから仲間を探してこの遠隔医療ができるようなシステムづくり、法律改正を行っていかなくてはならないとっております。

それから市民総ヘルパーと言ってますけど、基本はここにあるんで、自助・公助・共助ですけど、地域の方々に地域の安否確認とかそういう情報をしっかり持っていただいた上で機械のできることもプラスしてから安全な体制をとっていきたいというのが趣旨でございますので、これに頼るといっていいのではないので、そういう総合的な地域の自主防災とか地域のコミュニティー、地域のそういうものと総合的に安芸高田市バージョンでしっかりとした老人を守ってあげたいと思っております。

この邑南町のほうに行きますとこの告知によって、例えば、電気製品の電気がついてるとおるとか、おらんとか、よそからでもわかるとか、こういうシステムの構築もできるようになっています。これからやるわけですから、いいシステムはちゃんと取り入れながら議員がおっしゃるような市民の皆さん方の安心・安全を確保するようなシステムの構築に向けて考えていきたいと思っております。市民総ヘルパーが独立してこの光が独立してじゃなしに、相互の利点をいかしながらよりよいものにしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

検討委員会何かで議論していただいてもこれ以上のことは出てこないと思っておりますけれども、現在のシステムについては担当部長のほうの説明します。

○藤井議長 引き続き、答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 現在、新しく光のネットワーク整備を受ける検討委員会というのは正規のものは現在は立てておりません。ただ今回、実施設計及びIRU事業者等による運営等の協議をするに当たりまして、関係部署等による企画運営委員会、そしてその担当等におけるワーキンググループ等を立ち上げる中で関係部署との連携を図る中でよりよい運営を対応できるよう検討してまいりたいと考えております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 私はこの遠隔医療の例を挙げることによって、コミュニティーの力、高齢者が一人で機器を使うことの難しさは安心電話等についても言ったと思っております。誤作動、ちゃんとした使い方ができないというひとり暮らし高齢者のためにつけてもその使い方がなかなかわからないということも起こると思っております。そういうときにやはり地域のコミュニティー、それこそ共助の世界だと思っております。市長が本当にいつも言ってらっしゃいますように、お互いさま助け合いの心で接していただくようなそういう関係をつくるために、個別設置もあるかもしれませんが、集会所設置ということで、そこで使っていただくということも考えられる。この機械の使い方、どういうふうに置けば一番地域の活性化によって魔法

の杖となるのか、そこのところをしっかりと検討していただきたい。

そして検討委員会の委員構成まで触れましたけれども、やはりこの機械を使う人は若い人、企業だけではありません。先ほどから言っておりますように、高齢者、障害の方も使われる。そういうときにやはり担当課、高齢者福祉課、障害者福祉課、社会福祉課というそういうところとのしっかりとした連携、現場を見た中での設置をしっかりと詰めていただきたいと思います。

そんな中で車が通る道路もありますけれども、私は光も道路と同じだと思います。しっかりと整備されることによって、これからの安芸高田市の活性化また地域の活性化にも貢献できることと思いますので、そのためにもしっかりと現場を知った上での実現をお願いしたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○藤井議長 以上で、山根温子さんの質問を終わります。  
この際、11時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時56分 休憩

午前 11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 9番、宍戸です。私は先に通告しております大梓2項目に当たりまして、市長に御質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。東日本大震災と安芸高田市について。これは既に御承知のように、被災者のこれからの苦難の日々というものを私たちはいろいろな形で少しでも多く分かち合っていくことが大切だと思います。被災された皆さん方が希望を持って生きていただけるような国、地方自治体は最大限の支援が必要だろうというふうにも思います。このことについては常日ごろから市長はそのころをあらゆる手段を通じて述べておられます。これは広報あきたかたにも掲載されております。そういった形の中で私たちがこれから何をどういうふうにできるかということも考えていかなくはなりません。そういうことを考えながら私は今回の質問をさせていただくわけでありまして。これからも一刻も早い原発の終息、そして被災された地域の皆さんの復興をお祈りしたいというふうに思います。

そういうことで、私は東北地方というのが、今テレビ、新聞でも大きな焦点になっております。当然、このことについては先ほど申し上げましたように、これを私たちが放置するということではできません。私たちの最大限の努力というのは必要だと思いますが、その中であって安芸高田市におきましても、雇用関係の変化といいますか、安芸高田市における大手の自動車関連産業の企業の中に東北でつくっていた自動車部品が



来ないので生産ができない。よってそこで働いておられる皆さんが休みをとらないといけない。しかも自宅待機という状況。そして行っても仕事余りなくて、給料も2割カット。それから会社によっては4割カット。つまり8割の給料と6割の給料をもらう。最悪の場合には嘱託職員の場合には解雇というふうなことも私はいろいろ友人、知人を通じて聞いております。そういうことは現実に安芸高田市にもあるということをもまず認識しておかなきゃならないと思います。そういうところにあつて、こういう方たちはこれからの、例えば住宅ローンを返済する方もいらっしゃるようです。それからもちろん市民税も払わなくてはなりません。そして保育料、水道料はもちろん、そういったようないろいろな経費をこれから補っていかなくてはならないのでありますけれども、そういった環境の中にあつて将来不安だという方もいらっしゃる。そういう状況を私たちは看過できないのではないかと、こういうふうに思います。

そういうことで私は市長に質問させていただきたいと思うわけですが、これから市税というものがそういう方たちのためにどういうふうな対応ができるのか。ことしの平成23年度の市税というのは御承知のように、平成22年度で得た所得に基づいて課せられた市税額であります。その額を消化できないといいますか、納めることがことが困難な人もいらっしゃるというふうにも聞いております。そういった方たちの対応。それから私はこの問題については今年度だけじゃなくて、将来にわたって何年か長期的なものもかかわってくるのではないかと思います。そうしますと、今年度の所得が例えば6割、8割ということになりますと、来年度の市民税の額に影響してくる。そういうことになりますと、市としての収入額というのは増額というのは恐らくないと、減額の方向にいくと思います。今の国のシステムから言えば、市民税が減額になりますと地方交付税というのがある程度増額される部分があります。しかし御承知のように、今回の東日本大震災によってこの交付税も今までのようにルールが決まってないような、市民税が減額になったから、地方税が減額になったから交付税を上げていこうという国の姿勢もどうかかわらんという見通しになるのではないかと思います。そういうことで市長は今後その収入の見通し、その対応ということをお聞きしたいと思います。

それから2つ目に挙げておりますが、大きく関連しますので、一括して質問します。そういった働く皆さんの方のために、生活相談窓口というものを設置されたらどうか、その必要性を問うてみたいと思います。このことにつきましては、平成20年度に市長は、19年度に緊急経済対策の関係で企業に対する相談窓口を設置されておられます。これは広報あきたかたにも載っております。しかしこれは平成20年10月から22年3月31日で終わっております。それとこれとは別ではありますけれども、またしかも市のほうでは生活相談窓口というのは設置されておりますけれども、あえてこの東日本大震災にかかわる相談窓口も必要なんではないかというふうに思いますが、その2点についてまずお聞きしたいと思

ます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の、宍戸議員の御質問にお答えをいたします。

東日本大震災と安芸高田市の関係について、特に震災の影響による雇用環境の変化、市税等収入の見通し及び生活相談窓口の設置の必要性についての御質問でございます。

東日本大震災により、東北3県の製造業が大きな被害を受け、日本各地の主要産業に多大な影響を及ぼし、一部操業中止に追い込まれた部門もあるなど日本経済へも波及があったことは記憶に新しいところであります。一部には持ち直し平常の状態に戻りつつあると聞いておりますが、被害の大きさから見ましても、今後の日本経済全体に及ぼす影響は大きいものと考えております。このことは少なからず安芸高田市の経済や雇用関係にも影響があらわれてくるものと、憂慮しているところでございます。なお、今のところ市税に具体的な影響は見られませんが、今後とも注視してまいりたいと考えます。

また、雇用環境の対応と生活相談窓口の設置につきましては、今後の状況を踏まえ、ハローワーク等の関係機関との連携や、平成20年12月に設置しております安芸高田市緊急経済・生活支援対策本部の活用を検討してまいりたいと考えます。

いずれにいたしましても、安芸高田市としましては、平成23年度予算に盛り込んだ各事業を、着実に実行していくことが、まずは重要な事項であると考えております。先般も幹部会議を開きまして、このことについての協議を行ったところでありますが、現在のところ雇用に対しては、サプライチェーンの立て直しが新聞報道でされて、マツダ関係の会社も最初は50%の操業がだんだんと多くなってくるのが状況でございます。

先般のコラムにも書かせてもらいましたが、今回の震災による影響は私なりに4点あると考えておりました。議員御指摘のように、雇用の問題と日本の電力需要と供給のバランスの見直しの問題、それから市民の防災意識の向上の問題とか、先ほど申されました交付税についての国の影響がどういうふうにあるかと。厳しい方向での変化があると思っておるところでございます。雇用につきましては、今、土日を含めた保育の検討等も考えて検討しておるところでございます。

またいろんな税とかほかのことに対しますいろんなことにつきましては、いま一度国の動向を見ながらより適切なものを模索していきたいとかように考えております。

それから現在ある制度、さっきの緊急対策本部とかこういうものは十分活用していきたいと。国の制度もそうでございますけど、この現制度の活用、また国の動向性を踏まえながら今後のコストもまた示唆していきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員

安芸高田市の緊急経済生活支援対策ということで、平成20年10月31日から平成22年3月31日まで、昨年度で終わったわけですが、対策本部は設置されている。そういう中で特にこのことについて、私は生活相談窓口というところを充実、強化すべきではないかと、こういうような質問をさせていただいたわけです。ちょっとしたことだろうとこういうふうに思うんですけども、今安芸高田市においては若者定住対策ということで力を入れております。

こういった生活不安の中で私は企業で働く、この安芸高田市の企業で働くというのも心配なところがあるというふうな人もおられると聞きました。そういうことを考えたときには、やはりちょっとしたことであっても市としてはそういう相談窓口を開いておりますと、こういうことを広く市民に知っていただく。そのことが若者の安心につながるのではないかとこういうふうにも思います。これは金銭的な問題ではなくて精神的な面でも大きく助かる部分があるのではないかと。例えば、先ほど市長が申し上げられました保育所の土日開設ということも言われました。これが今企業がいつ部品が入ってくるかわからない状況の中では土曜、日曜もないと。普通の日休んで土日があつたら働くと。営業するという企業もあるようです。

それと合わせて先ほど申し上げられましたが、節電対策にもなると。こういうことも考えられて、土日というところが企業が運転をすると、こういうこともあるというふう聞いております。そういうことを考えたときにすべてにわたって、とりあえず私は東日本大震災にかかわる生活相談窓口として充実、強化を今ある窓口を強化すべきではないかと、こういうふうにしておるところであります。そのことが人に優しいといえますか、市民に対して優しい行政施策、対応ということになると思います。

実は、これ広報あきたかた5月号、6月号と。市長がコラムというのを毎回出されております。ここが一番、私は市長の考え方が出ている部分じゃないかなとずっと関心を持っているわけなんです。今回、この大震災というのは、不幸にして起きた自然災害でもあり原発については人的災害というふうにも言われておりますけれども、こういったことを教訓にしながら、市長は市民総ヘルパー構想でお互い、自助・共助・公助という形でこれから進めていきますよということがあります。

今テレビ、新聞で見えますと、特にテレビで見えますと、国の対応が遅い。ですが、そこで避難生活を強いられているおられる方は、お互いにボランティアを含めて助け合って生きています。これが本来の住民自治じゃないかと思えます。こういうことを教訓に、行政は行政でできることをしっかりやりながら、市民は市民としてしっかりお互いの地域を守るために自主防災もありますし、そういうところを今回を教訓と生かして、いい教訓になるかどうかわかりませんが、そういうことを考

えながら市民の皆さんに訴えていくということも大事だと思います。

それから先ほど申し上げましたように、市民税ということも確かに減額になってくるだろう。収入は入ってこなくなるというふうな傾向にあると思います。合わせて地方交付税も、また国の交付金もとてもじゃない、思うように、今までのようなことにはならないというふうに想定するわけですが、そういったときにあえて私たちは自主自立ということ、これは行政が逃げるわけではなくて、そういう今回の大震災を通じて私たちが日ごろの、平素の市民生活に大きくかかわる問題として認識をしてこれからのまちづくりを進めていくというのが大切ではないかと思ひまして、ちょっと質問をさせていただいたわけです。

ちょっとここで今まで行政が取り組まれたことについて触れておきたいと思うんですけれども、安芸高田市についてはいち早く、少年自然の家とそれから旧高宮高校を被災された被災地の小学校の児童丸ごと受け入れるということも打ち上げられました。これは予算的な裏づけもあり、これは議会で議決もされました。ということは、安芸高田市市民総意を持ってこの大震災に向かったの支援を、前に向かっているというあらわれでもあります。そういう点については、私はいろいろな市民から聞いたとき、ああよかったと。我々は何をどのように支援していいかっていうのが具体的にわからなかったけど、そういうことをあえて誇りに思うという人もいらっしゃいました。そういうことを考えてみますと、安芸高田市民の皆さんも本当は優しい気持ちでこの問題に対応できる。これから安芸高田市はどういうふうなまちづくりに展開するかかわりませんけれども、そういったことに私たちはそれを生かしていくべきだというふうに思いますが、市長はどうお考えでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言ありがとうございます。全くそのとおりでございまして、このまちづくりにおいて、このたびの支援にしてもこの温かい安芸高田市の市民の気持ちは今後のまちづくりにつながると確信しております。

今、はっきり話し合いはないんですけれど、今後あったときには市民または総ぐるみでまた支援していくことも考えていきたいと。このことが絶対に、安芸高田市の今後のまちづくりにつながっていくんだという確信をしているところでございます。

それから先ほどの交付税のことがありましたけど、私も思っております、国のお金がいかにあろうと、市民の方の自助、公助、共助の支援があったらある程度この町はやっていけるんじゃないかと思っております。さらなるまた幅を持った行政ができるんじゃないかと思っております。どうしても市民の方々の協力が前提になるんじゃないかと思っております。国の状況が不安定でございましてけれども、このことをしっかりとやれば安芸高田市は安泰だというような確信を持ってやっているわけでございます。

それから生活窓口なんですけれども、現在の窓口をやっているんですけど、ちょっとこういう御提案がございましたのでどういうことになっているのかと。特別に設けたほうがわかりやすいというのであれば、またそういう考え方もしていきたいと思いますが、この必要性は私も同感でございます。

いろいろ御提言していただきましたけど、全くそのとおりでございますので、その御期待に沿うよう、今後も頑張っていきたいと思っておりますので、どうか御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 先のことは見えませんが、そういうことを想定しながら行財政経営というのは必要だというふうに私も思います。そういうことを考えながら、やはり最終的には人間対応できるということにつながってきますのでそういうハード面とソフト面、心の問題についても心豊かに生きるということから考えても大事なことになる。いい教訓ではないんですけれども、そういうことをこれから生かしながら被災された皆さん方の気持ちがわかるような平素の生き方を我々はしていくべきだろうと思っております。

次の質問に移ります。次の質問は、市の観光地周辺の環境整備について、こういうことも質問しております。安芸高田市も観光地といえますか、観光資源といったほうがいいかもしれませんが、神楽門前湯治村とか、たかみや湯の森とか、土師ダムにしてもそうだろうと思っておりますが、公的な施設もあります。中にはかたくりの里とかしょうぶの里とかいろんな民間の人も経営しておられるところもあります。

特に甲田の場合も湧永庭園。これは民間の企業が運営しておられる。そういうところもこの安芸高田市には探検ノートというものがあって、観光ガイドにも載っておるわけです。ですから、運営は公的にやるんじゃなくても私的にやっておられるところもあるんですけれども、そこに至るまでの道路及び周辺の整備、こういうことを私は訴えていきたいと思うんです。というのが、確かにその場所へ行けばいいんですけれども、行くまでに道路網が狭かったり、もちろん具体的に申しますと、湧永庭園もありますが、そこに行くまでが道路が3カ所入る道があるわけです。しかしそのうちの1カ所で国道から糞地というところを、湧永庭園の横を通過して糞地というところへ行く道がもう相当古くから日常使っているわけなんですけれども、幅員が5.2メートル。ちょうど中途半端な道路なんですね。そこが道路がつくられて相当古いもんですから、そののり面が木が相当大きくなりまして、その木が覆いかぶさって大型バス等が通りにくいという状況があるわけです。このことについては、甲田支所のほうで毎年その除伐といいますか枝打ちをして、要望すれば即対応してきていただきました。地元の人でも大変感謝をしておられるわけです。

例えば、そういうふうなところをやっぱり今安芸高田市は観光に力を入れておられます。ふるさと応援会をつくるとか、そういうふうなことを考えたときにはやっぱりそういう資源もそうですけど、そこに至るまでの整備というのも必要ではないかと。

今の湧永庭園に行くまでの道が、今県内よりも県外から大型バスで来られるというふうなこともあるようです。そうしたときに、車にナビゲータというのがついてるようですが、それがそこを通るように載ってるそうです。ほかにも2車線の道路があるわけですが、そこが載ってるために県外の不案内な運転手さんはそこを通るということになって、屋根がくっついて車に傷がつくとか、それから市民の人たちが、地元の人たちが離合するのに大変不便を感じておられると、こういうことも話を聞いております。

そういうことを考えたときにそういう観光資源を大事にするということは大事なんですけど、そこに至るまでの整備というものをどうお考えか、お聞きしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 市の観光地周辺の環境整備についての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、安芸高田市の観光地へ通じる道路及び周辺の環境整備は、本市の観光振興にとりまして、重要な要素であると認識しておるところであります。

市の観光資源のひとつであります「湧永庭園」は、四季折々の草花や樹木が楽しめる庭園で、県内外から多数の観光客が訪れております。この庭園へ通じるルートとして、市道下甲立稼地線が利用されておりますが、一車線の道路である上、曲がり区間が多く、山の樹木の張り出しにより見通しの悪い箇所も見受けられます。特に、観光バス等大型車が通行すると、離合等における交通事故の危険性も高まります。

そこで、市といたしましては、特にカーブ区間等見通しの悪いところの枝葉の切り取りや路肩の除草を行い、交通安全の確保を図っておるところであります。今年度につきましても、対象となる区間約2kmのうち危険箇所の伐採を既に実施しております。

今後とも、観光客の車両はもちろんのこと、その他の一般車両の安全な通行を図るため、土地所有者と協議をしながら除伐や除草を実施してまいりたいと考えております。

また、当庭園へのアクセス道路としまして、国道54号の高宮別れ交差点から主要地方道甲田作木線を通り、市道余谷線を利用するルートがありますが、このルートは2車線道路でより交通の安全性が高いと言えます。従って、観光客をよりスムーズに誘導するために、案内看板や標識の設置等を前向きに検討する必要があると考えております。

いずれにしましても、市道の支障木の伐採や路肩の除草により交通安全の確保を図るとともに、案内サイン計画を立ててわかりやすいアクセ

ス道路を提供することにより、より多くの観光客を観光地に導入していくよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 私が具体的に湧永満之記念庭園のことについて近くの道路を述べたわけですけれども、この安芸高田市の探検ノート、ガイド、そういうところに載っておるから申し上げておるわけでありまして。ここだけではないと思います。総合的に観光に力を入れている行政としてはそういった至るまでの道路周辺環境整備に力を入れるべきではないかと、こういうふうに申し上げておきたいと思います。

特にこれは安芸高田市観光振興計画、平成21年3月に発行されております。その中でも「交流人口の増加は、地域の産業を活性化させ、さらには定住人口の増加へとつながっていきます」と書いておられます。まさに私もそのとおりだと思います。来てみればいいところであるけれども来るまで危ないと、こういうことになるとリピーターとしての観光客もなかなか、あそこへ行ってみようかということにはならないと思います。

合わせて申し上げておきたいと思うんですけれども、今その周辺の缶拾い、ごみ拾い、これは個人がボランティアでほとんど毎日のようにやって、除去しておられる。また公衆衛生の関係でそういう缶やごみをまたそこへ捨てないような看板をいろんなことで工夫しておられます。それと合わせて行政は行政で、除草、草刈りですね。それを年に何回か、業者と委託契約をしてやっておられます。

それからそこに至るまでの元岸本牧場なんですけれども、土地が25ヘクタールぐらいあるわけなんですけれども、ここもボランティアで毎年、年2回草を刈っておられます。そういったようなその地域周辺の住民の皆さんはそれぞれが観光資源を大切にということでボランティアでやっておられます。これは自助・共助のものになると思います。しかし、先ほど申し上げましたように、除伐、木を切るということについては、これ、個人、皆さんの力だけではちょっと難しいと私も考えておりましたので、特にまた地域住民の皆さんもこのことについてはちょっと一般質問でもしてもらえんじやろうかということもありました。

そういうことからして、この部分だけではないんですが、たまたま私がここを中心に申し上げることになるんですけれども、安芸高田市総合的な考え方を持った対応をしていくべきだと私はそう思っておりますので、その点について合わせて市長の御決意をお願いしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 観光地に通じるアクセス、環境問題、非常に地域の方々、ボランティアとか今のいろんな公衛協とかの団体の方にお世話になっております。

まずは、議員御指摘のようにこういう活動がしやすい仕組みをつくっていかないけんと思っております。市民の方には非常に地域をきれいにしようということがございますので、そのしやすいような環境づくりが行政の大事な仕事だと思っております。

それと議員御指摘のように、当然地元でできないもの、大量のごみとか、さっきの草刈りはいいんですけど、カーブの隅取りをしないといけんとかこういうものについては積極的にこれからも考えていきたいと思っております。

あわせて今度は観光地の、例えば、先般も申し上げましたけど、観光路のところへ菜の花を植えるとかいうような減反をその道路の近くに持って行ってもらうとか、こういう工夫もしながらより多くの皆さん方の期待にこたえるように努力をしてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宋戸邦夫君。

○宋戸議員 最後に市長さんに申し上げたかったことを、先に市長さんがおっしゃったわけですが、この安芸高田市はある意味ではスポーツにおいてもサッカーとかハンドボールとかカヌーとかいろいろ観光地というまでも安芸高田市としての財産がたくさんあるわけです。そういうことを考えたときに、やっぱりその場その場はいいんだけどそこに通じるもの、例えば、安芸高田市に入ったら何かこう環境が違ふ、ごみもないし、花も植えてあるし、そういうふうな安芸高田市総ぐるみの環境整備ということを私は申し上げたかったんです。それを先ほど市長さんがそういう考えを示されましたので安心いたしましたけれども。

そういった安芸高田市というものを今はぶ草茶とかいろんなものを作っておられますし、向原は向原でれんげを植えて環境をきれいにしているとか、あやめとかいろんなことがあるんですけど、単発ではなくて安芸高田市総体的に見て、山の松くい虫がもう大変なことになってるとか、山が荒れてるといふことも一つの環境整備でもあろうと思っておりますが、そういったことを環境整備として安芸高田市の今後まちづくりの一環としてやっていったらいいというふうに思ひまして、そういうことを申し上げたわけでありませう。

これで質問を終わりますが、そのことについてこれは市長さんだけではなくて、市民総ぐるみでやることはやるということをお努めていく必要があると思ひます。そういう働きをやっぱり行政としてすべきであるというふうにお思ひます。終わります。

○藤井議長 以上で宋戸邦夫君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 政友会、金行でございます。私は主幹4点、質問させていただきます。まず、東日本大震災が想定外だったんですけど、非常にまだ被災者



の方を思いますと胸がつかえる次第でございます。また原発については想定外だといっても遺憾として思いまして、深く思っております。早く原発については解決ができるように願っております。

それでは質問に入らせていただきます。まず、NPOについて質問させていただきます。住民が求めるサービスと行政の提供するサービスとのその中のすき間を埋めるボランティアや非営利団体のNPOの活動でございます。

全国的にもいろいろ多様化する地域の中で、サービスがNPOに対する考え方が非常に関心が深まっております。住民参加の橋渡しとして大きな可能性を持っている団体だと思っております。そこでまず市長、言うまでもなく国、県、多く広がる企業にNPOという新しい公共という言葉つけでもありますように積極的に推進しておりますが、市長のNPOに対する考えはどんな考えがあるか、まずお聞きします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の、金行議員の御質問にお答えをいたします。NPOについてのお尋ねでございますが、民間非営利活動団体いわゆるNPOにつきましては、市内には地域振興組織やボランティア団体など多くの団体が活動されております。県の認証を受け法人格をされたNPO法人も8団体がそれぞれの目的に沿った活動をなされております。国は新しい公共の担い手としまして、NPO法人や公益法人、本市における地域振興組織などの団体を想定し、その自立的活動の推進を図ろうとしております。

本市におきましては、市内全域を網羅されています32の地域振興組織が行政と協働した地域づくりを推進していただいております。大きな役割を担っておるところに感謝をしているところでございます。

議員御指摘のように、行政の補完として大切な組織であると認識しておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 今の市長の答弁のとおり、かなりの御理解ということですが。実はその御理解の中に具体的に我が市とのNPOに対してのどのようなにするという、今のところの考えと、国にしても予算を組んでおりますし、県にしても1億8,000円の遠方に対しての予算は組んでおるということで私は聞いておりますが、市としてのその考えは具体的にそのものがあるのかなのか、ただ理解はしてるが今のところそれに対してはないというところをお聞きします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほども申し上げましたように、地域振興組織が安芸高田市の場合にはつくられております。これは中身はほとんどNPOと同じでございます。申請されたら多分法人化になると思っております。こういうことで現在のところ

ろ、地域振興組織においていろいろなフォローをしていただいておりますので非常に助かっておりますけど、議員御指摘のように新たなNPOさんがおられて中身を聞いて、これはなるほど市のために補完をしてもらえる団体と判断すればそれなりの支援はしていきたいと思っております。ただ中身の問題であって、NPOがおるから地域振興がいるからNPOがだめだとかそういうことではございませんので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 実は、このNPOというのは若者の起業の発掘ですよ。若者の起業の発掘ということは、安芸高田市の将来の土壌を上げていくということだと私は確信しているんですよ。そこらを地域振興に対しては、それは当然私もそう思います。申請されたら、このNPOというのは若者雇用定着にすぐ従事する役割をすと思うんですよ。その点、どう考えておられますか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほど御説明いたしましたけど、若者定住とか若者起業の発掘ということは大きな行政の課題でございますけど、中身によって、行政がありきじゃなしにこの段階が将来的にちゃんと自立してやっていきますよという大きな仕組みがちゃんと理解できるのであれば、それなりの支援なりそれなりの関係機関に働きかけていきたいと思っております。ただ、安芸高田市のように行政がある限り支援していかなければ成り立たんようなことを言うてこられても税金の話になるので、そういうチェックを十分にかけながらこの問題に対しても前向きに考えていきたいと思っておりますので、御理解してもらいたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 そうです。行政ありきでNPOということではございません。やっぱり若者がやろうとして、資本金も普通の会社とは違って、営利目的でないのそこらのいろいろな諸問題がございますのは、何かしようというのがこれ3人以上の決意があればできるということですから、どんどんしていったらいい、そういう若者が我が市にもどんどん出てくればいいと私は願っています。

次に移ります。国からの都道府県や市町村への権限移譲、いろいろ進行中でございます。分権改革、市町村合併の後にも我が市にもたくさんの事務移譲があったと思っております。基本的には私は移譲にもいろいろこっちくれたんじゃ困るということもあるとは思っています。私の考え方としては移譲をどんどんとって、これもやっぱり雇用、地域の発展とつながります。今現在、我が市に組織的にどのような移譲があるのか、1点お聞きします。

- 藤井議長 答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 合併後における本市の広島県からの事務移譲についてでございます。  
御承知のとおり、広島県は、平成17年度から平成21年度までの5カ年を計画期間とした広島県分権改革推進計画において、189項目の事務・権限を県内市町に移譲することとしております。そのうち、本市の移譲対象事務は95項目でございます。この95項目のうち、平成22年4月までに85項目の事務について移譲を受けておるところであります。移譲の内容を分野別に見てみますと、地域の福祉サービスに関する事務20件、地域の保健サービスに関する事務27件、事業活動の規制に関する事務12件、環境の保全に関する事務11件、都市の整備に関する事務4件、地域の土地利用に関する事務15件、地域の生活基盤に関する事務3件、その他の事務3件です。進捗率で申し上げますと、89.5%で、県内市町の中でも3番目に高い率で権限移譲を進めたこととなっております。  
いずれにいたしましても議員御指摘のように、活性化につながる事務移譲につきましても積極的に受けたいと思っておりますけれども、これに伴って事務費とか職員の負担が増すようであれば、一言県にも申し上げたいと思っております。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
金行哲昭君。
- 金行議員 今移譲は90何%、県でも3番目ぐらいでかなりの移譲をされておると思いますが、この移譲は、市長にお伺いしますが、我が市にとって私はどんどんとるべきだと先ほども言ったんですが、今90何%か、我が市にとってプラスになっていると私は思うんですけど、私はどんどんとるべきだと思いますが、市長そこらは今のところプラスなのかマイナスか、お聞かせください。
- 藤井議長 答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 プラスにならなくちゃいけないんですけどプラスではない、例えば、旅券の事務移譲何かは広島まで行かなくてもここでとれるとか、市民にとってプラスになるものもあります。ただ、我々本当に事業進捗のためにやってもらいたい、保安林の解除とか、これについてはまた移譲ができておりません。だから一長一短はありますけど、プラスになる方向もあるし事務の負担になる移譲ということもございます。市民の方にとっては大事な項目なので、県庁まで行かなくてもここで処理できるということで、大きな目でいえばプラスになると思っておりますけど、物によってはなかなか検討を要するものもあると思います。これからそのことにつきましてはいっしょに全体を見据えた上で、移譲の事務を詰めてまいりたいと。ちょっと詳しいことについては、担当部長のほうで説明いたします。移譲の中身についてですね。よろしく願いいたします。
- 藤井議長 引き続き、答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 安芸高田市の現在、移譲をしています対象となるものが95件のうち85件ということの中で、とりわけ市民に密着したような内容なものを権限移譲等を受ける中で事務の対応をしております。基本的には市民に大変よくなっているサービスだというふうに思っております。ただ、残りの権限移譲のことについては、建築確認とか林地開発等にかかわるものが残っております。こういったものには専門的知識、そういったものを用意しないと権限移譲を受けても市として対応することは大変難しい内容が残っております。そういったものに対応するための利用者の件数の想定であったり、そういった事務内容、そういったものを考える中でできるものは対応していきたいと、権限移譲等も対応していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 移譲に対して私も、例えば、ここの管理の中にも、今広域か何かでやってる。それから介護保険も市町村でやりなさいとなってる。あの点は国レベルであって共通なものを出したらいいんじゃないかということもあるんです。

最後になるんですけど、そう言われても僕は積極的に移譲はすべき、やるという意識、職員の勉強、地域の発展、雇用にもなるということで積極的にやるべきだと思います。各市町村では消極的なところが圧倒的なんですよね。私も今のところ調べた中には、安芸高田市では積極的に受け入れるべきだと私は思うんですが、今後の、最後に市長の決意をお聞きします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 今後の権限移譲事務につきましては、国が現在、進めております地域主権改革のうち基礎自治体への権限移譲に対し、法制化の状況も踏まえ、適切に対応するよう積極的に努めてまいりたいと思います。御理解をさせていただきたいと思います。

しかしながら先ほど申し上げましたように、専門家とかいろいろ予算の問題とか予算どっちが持つとかという問題もございます。市の財政等、負担がかからないような形での対応をしていきたいと思いますので御理解をお願いをいたしたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 分権社会、地方分権、独自の自主財源を放棄するということになるとやっぱり地方、我が市が強くならなきゃいけないというのが私の今回の一番の希望でございます。若者の雇用、いろいろな仕事で定着してもらう若者のためのことでございますのでこの点を御理解を願ひまして、私の質問を終わります。

○藤井議長 以上で、金行哲昭君の質問を終わります。  
この際、13時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時03分 休憩
午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
17番 今村義照君。

○今村議員 先の通告に基づきまして、今後の行政経営の観点から相変わらずではございますが、行政評価システムの構築に向けて市長の御見解をお伺いしたいと思います。

平成19年9月に財政運営方針並びに財政健全化計画これを策定され、当初計画がわずか3年の経過の中で大きくさま変わりをしてきて、市の財政運営、健全化への計画の見直しが行われ、昨10月に本市の総合計画に掲げる主要施策の実現と持続可能な自治体経営の確立を目指して、新たに平成22年度から平成31年度に至る10カ年の財政運営方針と財政健全化計画が昨年10月に示されました。それを受けて、市の後期基本計画策定が行われ、その趣旨は高齢化への進行、人口減少に伴う施策展開、交通情報通信あるいは生活基盤の強化、生涯を通じて安心して暮らせる環境づくり、歴史と伝統文化、スポーツを生かした交流、産業振興とりわけ農業所得向上への挑戦、これらを重点として実態経営の方向性が示されてきたわけでございます。

このような観点において、今後の行政経営における行政評価システムをどのように市政運営に生かされるお考えか、これがまず第1点でございます。市長の御見解をお伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の、今村議員の御質問にお答えをいたします。今後の行政経営に行政評価システムをどのように生かされるか、という御質問でございます。

本市における行政評価システムにつきましては、平成18年度より取り組み始め、本年度で6年目に入ったところであります。システムの導入目的の1つに、行政活動を客観的に検証し、みずからが改革・改善に結びつける、いわゆるPDCAサイクルを行政運営に取り入れることにより、限られた予算や人員を有効かつ効率的に活用することがあげられております。現在全職員と一体となり、行政評価システムの定着を図るよう取り組みを進めておりますが、行政評価のうち事務事業評価は、全庁挙げての改革改善活動の意味合いもあることから、評価における指標や目標値の設定、さらには評価の方法の精度を高めるなど、職員個々の能力アップとともに人事評価制度や目標管理制度などとの連携により、質

の高い行政運営を図ることができるよう今後とも精力的に取り組んでいく所存でありますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 非常に簡潔なお答えでございますが、これまで進められてきた事務事業評価、これを職員の間で今後P D C Aのサイクル化に合わせてこの行政運営を進めるということでございますが、そもそも市長もお考えになってるいわゆる行政評価システム、これの仕組みがどういう形のものならばその完成をされたというふうに御認識か。そこら辺について御意見をお伺いしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私は基本的には行政手法としての行政評価システムはこれから効率的なシステムで用いられなくちゃいけないけど、市民にわかりやすい形の評価システム。市民個々が判断することでありまして、非常にこれは市民との協働のまちづくり、市民の意見をこれから聞くこともつくると思います。新交通にいたしましても、市民の人が便利だと言うてくれてんならこれ評価が高いことになって、何ぼ評価システムの中でいいといっても市民が全然関係ないのでは困るので、私も少し個性ないと思ってます。市民の評価がまさしく評価システムの一環だと思っています。この評価システムの評価が悪ければ、私の評価が支持されないということになりますので、今のところ新交通にしても皆の支持されていると思って評価はいいんじゃないかと思っております。

また悪いことがあればこれ改めて、また全職員が一丸となって改善に努めていきたいと。非常に難しいことではないとかように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 今の御答弁はことしの施政方針の中でその旨の期待がございますし、基本的な考え方でございます。そこの観点が少し私とは違うという観点を持っておりますが。

もう一つ重ねてお伺いをいたしますが、行政評価システムのオーソライズ化。すなわち公的な保障されたという意味です。要するに、公的な形で保障された仕組み。これも必要なんじゃないかというふうに私は思うわけです。先の市長の答弁では、要するにやってきたことを市民が評価されんと、その私への評価がないであろうという御見解であろうというふうに思いますが。私は、この行政評価の3つの原則があるだろうと思うわけです。それは市長も冒頭におっしゃいましたけれども、市民がまず第一。市民というお客さんに対してこの仕組みがあるんだというのが第一点。第2点は、行政のやっていることをきちっと情報を公開する。そして説明責任を果たす、これが大きな元なんです。もう一つ、

次への政策展開が必要だということです。先ほど市長がおっしゃったように、客観的にPDCA、Plan Do Check Action、このサイクルの流れだというふうにおっしゃいました。まさにそのとおりでございます。これの中で、じゃそういうPDCAのサイクルを今後、次の年度に、あるいは次の次代にどういったような政策展開にするかというのがやはり基本だろうというふうに思うわけです。そのためにはやはり先ほど言いましたような3つの原則をこの行政評価の中身をしっかりと検証していくことが必要だろうと。その仕組みがですね。その点についてはいかがでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のとおり、我々の平素の仕事は全くそのとおりなので、やったことを検証しながら次の展開をどう持っていくかということをもさしくやっている。議員がおっしゃるようなこと、難しく行政評価というから市民の方々が何のことかよくわからなくなるんですけど、先ほど言ってるように、行政、我々が広報を通じてこの事業はとって、ほんと出してます。だけど市民の方々に理解してもらおうというのは非常に難しい課題なので、これはこのシステムの評価にかかわらず大事なことで、これからも継続していきたいと。例えば、文章表現に難しい用語を使わないとか、これ一般的なこととして心がけているところでございます。

それから事業の進捗に当たりましては、毎月幹部が進行管理をやって、これ問題があつてどのようになっているかということ把握してますので、このことに対する次の予算評価には生かしておりますので、全くずばりとそこ行政評価システムでやっていると思ってるんですけど。また、ただ我々の認識不足でもございますけど、我々も職員も勉強をしながらこの制度を高めていくということはこれから心がけていきたいと思っております。御理解を賜りたいと思います。まさしくそういうことを日々やっておりますので、もし、おまえこういうことやってないじゃないかということがあつたら御指摘をお願いしたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 まさにおっしゃったとおりでございますが、ちょっと話題をかえて、先ほど、今の後期基本実施計画の中でリーディングプランというのが示されました。このことは基本構想の将来像、人輝く・安芸高田の実現へ優先すべき重要施策の方向性を示すものとして、いつでも安心して暮らし続けられる安芸高田市、そのための三大政策のプランとして活気と交流、それから生活サポート、安全・安心プラン、これに整理、統合されてこの3つの施策を最優先していく結果、そのプランが出てきたわけですね。それによる、従来メインでわたって行われております政策評価シートとの関係についてお伺いをいたしますが、今年度施策評価シートの変

更はあったのかどうか。そこら辺についてはいかがでしょう。

○藤井議長 答弁を求めます。

副市長 藤川幸典君。

○藤川副市長 今村議員さん、いつもいつも行政評価、施策評価、人事評価のこと御尋ねでございます。至って基本はあるわけです。この評価というのは執行部がまず内部評価するわけですね。まずそこで議会のあり方、そして市民の評価と、そのように大きくくりをして理解をしてもらえればと思うわけでございます。

その中で行政経営の仕組みでの機能は先ほど議員さんがいわれましたように、情報を公開しなさい、市民の評価、先ほど言いました。次年度の施策を大いに推進しなさいと。問題はその次にもう1個あるんですよ。職員の意識開発、能力開発がこれは大きな前提になるわけでございます。これは人事評価と関連するわけですが、ここを基本的に御理解をしていただきたいと思っております。

そのために先ほど市長が言いましたように、平成21年度から幹部会議のほうで管理制度を設けましたので、それぞれの重要目標を議論しましてその取り組みの途中の進捗状況等をその都度幹部会議で協議して進めておるところでございます。そうしたものを昨年は上半期を過ぎたところで、広報等で市民のほうへ情報公開をいたしました。ことしもそういった昨年度の実績、さらに平成23年度の目標、そういったものを市の広報のほうへ情報発信をしていきたいと思っております。

その評価シートでございますが、要するにそういった事業を遂行してどのように改善してどのような効果があったかということだと思っております。これはあくまでもいつも議会のほうへ御報告させていただいておりますが、全くそのとおりで何も隠しておりません。それを今ヒアリングしております。そのヒアリングを持って次年度のほうへ施策展開に結びつけておるわけでございます。

まず私がヒアリングをして、総括的に市長のほうでヒアリングして、さらに新年度予算のヒアリングをしながら市長のマニュアルといいますか、そういった政治目標とプラスしながら市の事業を展開しておりますので、難しい行政評価、評価とそう突っ込んだ質問でなくて簡単にお尋ねください。簡単に私どももやっておりますので、よろしく願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 私はそれは言葉とすれば行政評価と言うたら難しいというふうに思うんですが、非常に単純な仕組みだというふうに私は思ってるんですが、やはりそれを、より市民とともに完成化させるためには、やはりそこら辺のお互いの共通認識が必要なんじゃないかという観点が必要だろうという思いがございます。

その3つのリーディングプランに基づく変更というのは私も全くない



というふうに思っております。中身については、ただこれまでの整理上、そういった区分をされたということで中身についてはその市の総合計画に沿った形でのものというふうに理解をしておりますが。

次に質問を変えます。今年度の現在における行政評価システムの進捗状況についてお伺いをいたします。

第2次安芸高田市の行政改革大綱、これは平成21年8月に策定された中で市民参加あるいは協働による質の高い行政経営を目指してという形でまとめられて、ここに三つの理念が示されております。それは協働参画の推進、それから選択と集中、これへの転換、それから経営基盤、これを確立すると。この中でさらに改革のポイントとして6つの視点が掲げられております。

今回はその行政経営の観点の中から、この行政評価システム及び目標管理制度、この中では平成23年度の実施に至るこの計画の完成というのが述べられております。それに向けての進捗状況についてお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 平成23年度における行政評価システムについての御質問でございます。

まず、目標管理制度の取り組みにつきましては、平成21年度より毎月幹部会議において、主要な事務事業の進捗状況を報告し、幹部職員間の情報の共有と合意形成の確立を図るとともに、私のほうから、市長の指示により適切な事務の執行を目指しておるところであります。

特に、本年度におきましては、年度当初に掲げた主要な事務事業の目標を市民の皆様公表することとしております。さらに、上半期終了時及び1年が終了した後の成果等についても、先ほど副市長が説明しましたけどホームページや広報紙等で公表することとしております。

行政経営システムの構築については、その中核でもあります行政評価システムのさらなる定着と精度の向上を目指し、先般、一般職員を対象に職員研修会を実施したところでございます。研修においては、目標設定の考え方や評価をもとに改革改善項目をどう着目するかなど、日ごろの事務を執行するうえで必要な研鑽を積み重ねてあるところであります。

最終的には、目標管理制度や行政評価システムをより定着・発展することにより、なお一層成果を意識した質の高い行政運営が図れるよう取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 今の目標管理制度についてはそういった進捗状況だろうというふうに思いますが。もう1点、平成22年度の市の財政推進実施計画の中の進捗状況の中では、行政評価システムにおける法制化ということと、それから行政経営の政策形成のためのシステムの構築が平成23年度の最終目標という形になっております。この中でとりわけ重要なのは、政策決定の

明確化、それから経営システムの構築。これが行財評価の最終目標でございますが、このことについてはいかなる進捗状況でしょうか。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

政策決定につきましては、大体掲げました事業についてはおおむね掲げて予算化したところでございます。

それから経営システムの構築につきましては、第2次の行財改革等を構築する上で、成果を踏まえた上で予算等も踏まえた予算計上をしたつもりでございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員

つまりこれまで政策経営のために予算化で目標を示したということでございます。それらの中でそのほかに課題があったかどうか。あるいは、あるとお考えかどうか、そのことについてはいかがでございましょうか。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

課題等は、先ほど同僚議員の方が質問されましたけど、新しい情報基盤の構築でございますけど、このことを社会状況を踏まえて、どうしても今やっておかなくてはいけないと判断したわけでございますけど、金額もございますので、しっかり補助制度とか予算との検証を行ったということでございます。

それから今考えていることは、今回の東北の震災を踏まえまして、課題等を今度予算に反映していくところは追加でもしていくべきだとかように思っております。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員

今の課題については改めて今年度に出てきました東北の震災の問題、それから今の情報化のネットワーク、これらのことが課題として掲げられているということでございますが。私は今の市民とともにある、あるいは議会とともにある評価の仕組みでどういうふうに市民とあるいは議会と執行部とで強化し合うのか。ここがまだ至ってないわけです。それは執行部のほうは情報公開をするし、そのことによって市民の理解が得られておるといふふうにお受け取りでございましょうが。やはりこの行政評価の最重要な点は、市民及び議会と執行部とが各項目ごとに、本来なら政策ごとに評価し合えるこの仕組みがやっぱり必要だろうというふうに思うわけです。それはこれまで執行部でやってることに対して議会がそのことをしっかり疑問点を正したり、今後のあり方についてそういう意見がないじゃないかと。従って執行部のほうとすればそのことは市民に支持されてるんだという、御見解だろうというふうには思います。それは一方では議会のあり方としてもそのことについてそのさっきのPDCAじゃありませんが、チェックの仕方が生ぬるいといひますか、やっ

てないというか、そこら辺の課題はあろうかと思います。

今後そういうことがあってはならないし、今後その仕組みをつくるために、例えば今年度の決算審査の段階でその政策ごとの課題、摘出、あるいは今後の政策の方向づけに向けた継承が必要だろうと思うわけです。そのためにはそれを行ったのちに、本来なら総合計画及び進行管理上に関して、当初いろんな形での政策審議会、あるいは行政改革会議の中で設けられたような、やっぱり審議会なり、それから検討会議みたいな組織がいるんだろうというふうに思うわけですね。その行政評価の中でそれをやっぱり評価を検討すべき会議、あるいは政策審議をする中での組織の会議。これはいずれも仮称でございますが、それらの設置についてどういうふうにお考えでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 市民とともに市民に情報提供しながら政策をやっていくというのはものの基本でございまして、現在、非常にこのことの構築はある程度流れたと思います。支所別懇談会とか振興会の人か、あるいは10人規模の団体ですとか、もう数えきれないぐらいの会合の中においてこういう事業の趣旨とか説明とか御意見を伺っております。

議員の方々も今度はまた議員さんで議員の説明聞いて歩くとか、いろいろな手段を通して市民の方々の御意見を賜っているわけですから、これ以上またつくってもまた今のところはそういうことはございませんけど、どうしてもこのことについて審議が聞きたいんだったらつくればいいんであって、何をつくってもこうあればいい、こうあればいい、直接民主主義で3万人集めてやればいいんですよってこんなことできませんので、やっぱりこれからはむしろそのことよりか、今せつかくこれだけインターネットとかコラムを出してますので、皆さんに読んでもらう工夫とかいろんな支所別懇談会に出てもらう工夫をちゃんとしていくことが行政の仕事だと思っております。やたらに会議を多くしても非常に市民の方はついてきてくれんのかなとかように私は思っております。

それから会議があるごとに私はこの方向性とか施策の展開はちゃんと話しております。どれだけ理解してもらってるかというのはまた別の課題ですけど。これ以上にせえと言われても今度はほかの一般事務もやっていますので、広報については私は十分今はやっておると理解しておりますので御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 冒頭、私申しましたが、要するにオーソライズ化された組織のあり方、この行政評価に対して、そのことをやはり今の執行部のほうでは確かに施策の展開については知らせ、あるいはホームページで、あるいは各種会議で市民に知らしめておるということでございますが。やはり行政経営の根本たる施策の説明はできても、今度のいわゆる政策のあり方、先

ほど3つの方向づけでまとめられました。そのことをやはりわかりやすく説明する必要があるだろうというふうに思うわけです。そういう意味で私はそういった検討し合う会議を持つべきではなからうかという意味で考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 市民の方の要望があれば、ちゃんとこういうことも考えていきたいと思っております。先ほど申しましたように、まずは広報を読んでもらうこととか、会議とか支所別懇談会とかいろんなものに参加してもらう仕組みをしっかりとつくっていくことだと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 次の質問に移らせていただきますが、これまで浜田市政3年間の市政運営をされてきたわけでございます。その結果、今年度の施策方針の中で今後より一層強力に推進しなければならない考えとして、8項目があげられております。その課題に向けてこの行政評価の仕組みから見て、今後いかなる形でこの政策展開を行われようとしているのか。そのことについて質問いたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私、市長になって3年間ですけど、課題推進について特に平成23年度施政方針に掲げた8項目の課題についても御質問でございます。

この8項目は、1つ目が防災、防犯等安全・安心なまちづくり、2つ目が、少子高齢化による過疎・辺地地域の支援強化、3つ目が情報格差解消に向けた地域情報化の推進、4つ目が自助・共助・公助による「市民総ヘルパー構想」の推進、5つ目が人口減対策と多文化共生社会の創造、6つ目が保育環境の充実等子育ての支援対策、7つ目が学校規模適正化と教育環境の整備充実、8つ目が地球温暖化防止など環境対策の強化で、いずれも本市の方向性を示した事業であります。本年度、重点的にこの項目についても予算措置をいたとところでございます。

本主要施策は、行政評価の視点のみにとらわれず、市民・議会の幅広い意見を聞き、取り組んでまいりたいと考えております。

今後も行政を取り巻く厳しい社会情勢を踏まえながらも、事業の目標管理を徹底し、職員の共通認識の上で、これらの課題解決に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 ただいまおっしゃいましたように、多くの課題があるわけです。これをやはり施策的には確かに全部あれもこれもやらなくてはいかんわけで

すが、この中でもうちょっと市民のほうへどういったような政策でこの課題解決に取り組むんだという端的な説明が必要だろうと私は思うわけです。そしてその端的な形で政策を示しながら、経営方針を市民の間に解いていくという手法が必要だろうと思うわけです。そのことについてどのようなお考えがあるのか、お聞きをしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この政策の決定にあたって、具体的にどういう基本的なことがあるかという御質問でございますけど、このことは施政方針の前とか、いろんな場で述べさせていただいております。

この安芸高田市、少子高齢化が進んだ町、高齢化の老人の多い町。これを将来的にどう支えていくかということが大きな課題でございます。この8項目はこれ全部にかかわっていることでございます。だからこのことは市民の方に広報を通じてまた言うたかというぐらい言うております。まず大事なことは、やっぱり支えるためには、支える人をつくらないといけない。少子高齢化、子どもたちの。そのために子どもたちをちゃんと頑張っていくためには、住んでいただくためには、いわゆるさっきも情報光ファイバーもそういうことですし、企業誘致もそういうことになると思います。それから子育て支援も全くそのとおりです。それから老人の方々にもいわゆる福祉コストとか行政コストのかからない仕組みをつくっていかないけん。これは市民総ヘルパーです。いわゆる皆さん方に協力してもらうことによって、福祉のコストとか医療のコストを下げましょうというのが私の政治の理念でございます。このことを大きく言うたらそういうことをしながら行けば、この安芸高田市の高齢化した町は守っていけるんだということでございます。このことを単純なことなんですけど、具体的に施策をわけるとすればこういうことになりますよということであげてますので、目的はもう単純なそういう発想からこういう施策を掲げていますので、この2つに尽きると私は思いますので御理解を賜りたいと思います。

今度、多文化共生でもそうです。少子高齢化で将来的に安芸高田市の工場とかお医者さんとか、介護施設とか、どうして経営するんですかと。そのためには安芸高田市の女性の方にも若い人にももちろん来てもらわないけんけど、足らんとところは外国の方にも手伝ってもらわないけんということで、8項目全部がそれに該当すると思いますので、これ嫌だったら市長はこういうことを考えてるんだと。将来の行政コストを支えるため、そのためにはこれがどうしてもいるんだということで御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 確かに皆大切なことなんです。そしてやらなきゃいけないのは、行政のほうのそれこそ目的であり、市民のためにはどれも欠かせない施策で

あり、そのことについて説明をやらなきゃいけないのは当然のことなんです。

ちょっとこだわるようでございますが、その中で今後やっぱり行政評価の仕組みを今後生かす意味では、これらの諸課題に今年度はあたります。そしてその実績をこういうふうに踏まえて結果を出します、というのは、今年度の場合は来年度になるわけですが。じゃそれを次年度にどういうふうに取り組むのか、これを具体的に進めるのがこの評価制度の仕組みだろうと思うわけですね。そのことについて、その必要性についてはどういうふうに思われてるか、改めてお聞きします。

藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 我々行政のほうで、その成果に基づいて一番、今後やらなくちゃいけないと抽出したのが、この8項目です。そういうふうに理解してもらいたいと思います。成果がちゃんと出てると思います、これ。

これ以外にもあるんですけど、これだけはしっかりやっておけばいいと。特に中でも市民総ヘルパー構想、自助・共助・公助、このことはこれからの行政を進める中で非常に支えになるんだということは御理解を賜りたいと思います

昨今、国、県、状況が非常に不安定でございますけど、どういう状況になっても市民の方のこういう支援があればちゃんとした福祉とか医療が守っていけるんじゃないかとかように思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 どうも私が同じことを何度も何度も、それこそ難しいことを言ってるというお考えでしょうが、やはりその仕組みが私はまだ完全じゃないというふうに思ってるんですよ、現実には。せっかくやっぱりその行政評価の仕組みをきっちりして、それに基づいた形での経営方針が市民に示されるという方向づけが、繰り返さなきゃならないというふうに実は思ってるんです。そのためのやはり説明がまだまだ足りんと。そのことについて改めてお聞きをして、この質問を最後といたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私も職員が取り組んでおられるこの行政評価システムを近隣市町では一番進んでると思ってます。どこの地域見ても。ただ、さっき議員がおっしゃるように、行政手法の一環としてこのことがさらに制度を上げるのであれば、こういう手法というのはもっともっとやっていかなきゃいけないと思っております。これがすべてではないので、行政に生かされた形でこれをちゃんと推進できればいいんじゃないかと思っております。行政手法としてのこれからはしっかり勉強していきますけど、これがすべてじゃないということは御理解をしてもらいたいと思います。

職員が一生懸命になってこの行政人事評価とか行政評価というのは、

この安芸高田市の一番この近隣の市町では進んでおるということだけは御理解をしてもらいたいと思います。

今後とも制度を上げる意味で、こういう勉強をしていきたいと思いません。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 最後と言いましたが、一つ事務方の中ではやはりこの行政評価システムの構築を平成23年度に完成させるんだということを明らかにうたってるわけです。そのための最終的な行き着くところは、きちっと整理されてるんですよ、職員の中で。そのことを改めて私も執行部に読んでいただいて、そのことの確認をしていただきたいということを申し添えて、質問を終わります。

○藤井議長 以上で、今村義照君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

10番 山本優君。

○山本議員 10番 会派絆の山本でございます。先の通告に従いまして、市長また教育長に見解を伺いたいと思います。

同僚議員の先の質問の中にも重複する点があるかと思いますが、その点については簡潔で結構ですので、答弁をよろしく願いいたします。

そして私はきょうは震災についての質問をいたしますので、まず東日本大震災の被災に遭われた方たちに御冥福とお見舞いを申し上げたいと思います。失礼しました。

それでは質問に入らせていただきます。本年3月11日に発生した東日本大震災においては、東北地方を震源地に国内はもちろん国際的にも観測史上、最大の地震であり、東日本、太平洋沿岸に想像もできない甚大な被害をもたらしたところであります。

また地震と津波が原因で、福島原子力発電所が破壊され日本国内もとより世界中に恐怖をもたらせたことも現実に起きております。自然現象については、どうしようもない事件ではありますが、原子力発電所に関しては人災に近いものがあるのではないかと考えられております。

今後の復興については何年かかるか、考えられない先の見えないところであろうと思われまふ。国、行政、国民にとって大変な労力を必要とし、粘り強い継続的な支援が必要であると思ひます。

過去の町を復旧ではなくて、新しく生まれ変わる復興に対してできる限りの協力、支援が必要であろうと思われております。我々安芸高田市としては、この震災を契機に教訓としての防災基本計画、防災対策についていろいろと見直しが必要であるのではないかと思ひます。

地震発生から100日が過ぎた今、今後の対応、対策をどのような計画、対応を考えておられますか、市長にお伺ひいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長　ただ今の山本議員の御質問にお答えいたします。東日本大震災を契機とする、安芸高田市の防災計画、防災対策の見直しについての御質問でございます。

このたびの、東日本を襲った大地震は大きな揺れに加え大津波が沿岸部を中心に襲い、多くの犠牲者や家屋の損失が伴う大きな被害が発生しました。今なお多くの方々の避難生活が続いています。本市は、中山間地であり津波対策は必要ないことから、震災対策としては、既に平成7年に発生した阪神淡路大震災を教訓に大幅な修正がなされています。この震災を検証したところ、行政がなし得た役割はごくわずかで、倒壊家屋等からの救出者の98%は住民みずからの活動によることであり、自主防災組織の重要性が見直されました。

本市においては、この自主防災組織をさらに充実させ安否確認のための連絡網の整備及び要支援者の把握等、他市とは進んだ施策の展開を図っているところです。

市の防災計画や防災体制の見直しについては、本年3月に、広島県内にある「五日市断層」「安芸灘、伊予灘」及び「安芸高田市直下」において、震度6前後の地震が発生した場合、その地域において発生の恐れがある地震の揺れや想定される建物被害を地形、避難場所、道路などの情報と一緒にわかりやすく表示した地震防災マップを作成しましたので、これを活用しながら、県の防災計画の見直しと合わせ見直しを行ってまいりたいと考えています。国においても今回の地震について現在検討中でございます。これらともあわせまして、ハザードマップや地震防災マップについては、自主防災組織や関係機関と連携し見直しの必要な箇所については、適宜修正を行っていきたいと考えております。

○藤井議長　以上で答弁を終わります。

山本優君。

○山本議員　いろいろ対策をされておるといってございませぬ。先ほど6月3日には邑南町と防災協定を結ばれました。また、民間では個人企業と防災協定を結ばれたという報道はされております。こういうことも大事だろうと思ひます。個人だけでなく各種団体ともそういう協力関係をしっかりとこれから築いていってほしいと思ひます。

また自主防災組織のシステムの設立とか、いろいろ考えておられるところは大いに評価できる場所であります。しかし計画やシステム、マニュアルはつくるにこしたことはありませんが、先ほども市長が答弁の中にありましたけれど、行政の役目は3%としかなかったというようなことございませぬので、もっと行政ができるようなシステム、計画をつくるだけでなく、機能するようなことをしっかりと検証していただきたいと思ひます。訓練のための訓練でならないように、訓練をしっかりと災害に対応できるような対応、計画が必要なんだろうと思ひます。

また職員の意識の改革とか対応に対する態度というところを徹底的にやっぱり訓練しておくことが必要なのではないかと私は思ひます。そう



いうところでは、市長が今言われましたように3%という阪神大震災では3%しか行政の力は発揮できなかったというところがございますので、そこをこれからどういうふうにされていくか、ちょっと考え方を伺いたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 このたびの東日本大震災において、国民、県民、市民の方々の防災意識が高まっております。これを契機に、議員御指摘のように防災に対する認識を高めていきたいとかように思っております。

その一環として訓練とか、予定いたしますけどこの夏かな、防災フェアというものを企画いたします。こういうフェアを通じて子どもたち、父兄の方々にこの防災の必要性をしっかりと訴えていきたいと思っております。

それからこのたび東北の震災は津波があつて関係ないということなんですけど、そういうことを契機にさらにうちの町の避難場所の点検とか、そういうものはちょっと加えていきたいと思っております。

市民はもとより市役所、私を含めた職員の防災の意識も高める工夫もしてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山本優君。

○山本議員 先ほどの答弁でもありましたけれども、ハザードマップについては後でまた質問しようと思った件でありますけれども、前回、平成18年の水害のときに、ハザードマップで避難場所とされていたところが水に水没したというような事件もあります。そういうところの見直しはその後はしっかりとされておりますでしょうか。お伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 避難地も複数あったり、ハザードマップも実は幾何学的な要素からレッドゾーンで決めたんです。ほんとに危ないところというのもこれからもやっぱり関係機関と協議しながら、そういう意味で先ほど見直しを行っていくと言ったわけでございまして、市民の納得できるような形の見直しをしていきたいと。うちの集会所、上は危険なんじゃというのでは困るので、そこらを踏まえてしっかり。それからできることなら、避難地も複数にならんように、出席確認とか安否確認ができるような形をとっていききたいと。

また非難経路につきましても程度において、例えば、水浸があつて動けんとか、道路が通れんとかいうんじゃ困るんで、そういうことを加味しながら、いま一度このたびの災害を教訓に見直しをしていきたいとかように思いますので、よろしく御理解をしてください。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山本優君。

○山本議員 私はさっき平成18年の災害のことを言ったわけで、それから今まだ見

直しをされてないということでは、甚だ遺憾だと私は思います。しっかりと意識を持っていただいて、今後の見直しをしっかりと検討していただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。これは最初に質問すればよかったかもしれませんが、被災地に対する支援の現状と今後についてでございますが、市としてはいち早く支援に着手されて人員派遣とか、被災者受け入れ態勢の計画をつくられました。大変よいことだろうと私たちは思っております。これからも派遣体制とか計画を、先行派遣された職員の経験と意見を参考にしてできる限りの支援を続けていただきたいと思いますが、そのような今後の計画についてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 東日本大震災に対する支援の現状と今後の計画についての御質問でございます。

安芸高田市独自の取り組みとしましては、地震発生から27日目の4月7日には、関係機関との調整を済ませ、小学校まるごと集団疎開支援プロジェクトを立ち上げたところでございます。東北3県に向けて受け入れを表明したところであります。このことにつきましては、先般知事に県のレベルからこういう安芸高田市の気持ちを伝えてもらうよう要請をしたところでございます。現在、具体的な要請はございませんが、引き続き広島県教育委員会を通して情報を発信してまいりたいと考えております。

また、関係機関との連携による支援については、消防本部による広域緊急消防援助隊が宮城県名取市に第5次に亘り展開し被災者の救助にあたっております。5月に入ってから一般事務職員2名が、宮城県気仙沼市で避難所の運営に、また保健師1名が福島県内の避難所で避難者の健康管理業務に従事して、ただ今帰庁しております。今後においても、当面、市長会などからの要請に基づき、宮城県石巻市に一般事務職員2名ずつ2班を、また広島県からの要請に基づき保健師1名を福島県内に派遣する予定でございます。

なお、義援金につきましては先に御報告しましたように、市として全国市長会を通して4百万円と日本財団に10万円を、また、市民の皆さんから寄せられた6月7日現在の義援金約1,530万円は日本赤十字社を通して送金をしたところであります。これらの義援金は市内の小中学生が取り組んでくれたものや、地域振興会や各種団体で取り組んでいただいたものなど、たくさん寄せられております。

また、先日は日本消防協会を通して、消防団の車両2台を宮城県東松島市と南三陸町へそれぞれ寄贈したところであります。また、これ以外にも、市有住宅へ被災者1名の受け入れや市の備蓄物資や市民の皆さんから寄せられた救援物資の提供など、幅広い支援を展開しているところ

であります。

被災地の現状を見ますと、こうした支援は長いスパンで考えていく必要があると思われしますので、引き続き関係機関と連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。当面は、小学校をまるごと支援につきまして現地の方の理解を得られるようホームページ、または現地に行きまして、啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

また今日の役員会でも申し合わせたんですけど、名前が同じの陸前高田というのがございますけど、こういうところに対しての支援も検討してみてもどうかという御意見もございましたので、検討はしていきたいと思っておりますので、御理解をしていただきたいと思います。

今後、どういう支援体制、支援をしてくれということが定かではないので、安芸高田市独自の支援もこれからもできることは考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山本優君。

○山本議員 被災地に対する支援に対しては、大変努力されておることはわかっております。しかし被災地において義援金にしても支援物資にしても公平性を先に重視されてからなかなか被災民、市民に行き当たらないという現状が起きております。

安芸高田市、多分ここで災害が起きたときに、また公平性を持ってから分けるというのは私は時間がかかって遅いと思う。まず市民の要望に先にこたえるのが大事だろうと思うんです。今の国がやってる公平性がどうのこうのと言ったら、みんな1カ月、2カ月おくってから市民のところに行っておりますので、なかなか被災民は助かっていないというところがございます。そういう件について、これからもし安芸高田市に災害が起きた場合にはどのように対応をしていくかというようなことは検討していただきたいと思いますと思いますが、市長どう思われますか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 これは国家的な課題でございまして、なかなか難しい問題ですけど、ある程度情報を共有しながら効果のある支援にこぎつけてまいりたいと思っております。

まずは安芸高田市が出しているすばらしい学校をまるごと支援をしつかり理解してもらうことが大事じゃないかと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山本優君。

○山本議員 被災者に対する公平性のことについて言ったわけでございますが、これについては今後検討していただいて、災害が起きた場合はまず支援ということを考えていただくように検討していただきたいと思います。

それと、災害が起きたときの安芸高田市におけるの備蓄品の現状です。今回現地へ送られたものがあるかと思いますが、これからそれが今後市

民に災害が起きた場合、足りるのか足りないのか。この間の民間との業者との提携では、水、ガソリン、食料品が何ぼかというような報道にされておりましたけれども、こういう市でも備蓄品があると思いますけど、その辺はどのように考えられておりますか、お伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 備蓄品が足りるかどうかという御質問であろうかと思えます。一般的に私どもが考えております災害は、安芸高田市では水害、土石流、地震。大きく分けてこの3つだろうと思っております。特に水害、土石流につきましては前兆となる雨が降ってまいりますので、この状況によって避難勧告を出すとか、そういった方法が考えられると思えます。また避難勧告を出す箇所も人数も決まっておりますので、それだけの物資は用意しておるところでございます。ただ地震となりますと、一時に全部の家屋が倒壊すると、こういった状況が出ますと、やはり今の備蓄物資だけでは足りない面が出てこようかと思っておりますので、こういうことにつきましては広島県内の自治体との相互応援協定。あるいは民間との相互応援協定、これらによって対応していきたいと考えております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山本優君。

○山本議員 災害は想定外のことが起きるということが今回のことでよくわかっておりますので、それなりの備蓄品をいろんな団体、いろんな業者と積極的に提携して協力して体制をつくっていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。災害発生時の情報伝達体制の強化について伺います。今度の震災でも情報の伝達の方法、速度によって大分被害の大小が分けられた点多々あると思えます。

情報伝達については、安芸高田市は防災無線の整備がされておりますし、将来は光ファイバーによる情報提供も視野に入っていると先ほど来からの答弁にも入っておりますが、現在、国民のほとんどが携帯電話をお持ちでございます。先の報道によりますと、広島県と広島市が携帯電話を使っていち早く災害情報、避難勧告などの一斉配信のシステムを導入するという報道がなされております。これは民間業者のシステムを利用してのやり方だということでございますけれども、安芸高田市もやっぱり情報をいち早く伝えるには、先ほど光ファイバーが整備される前、防災無線がすぐできると言われましても、一斉配信できる携帯のシステムというものは大変貴重なのではないかと思います。これについてはさっきも言いましたけど、県もそうですが、広島市もやることが発表されておりますので、安芸高田市としてはこの件についてはどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 災害発生時の情報伝達体制の強化についての御質問でございます。  
現在、安芸高田市は、災害時の情報伝達手段として吉田町・美土里町・高宮町・甲田町の4町はJA広島北部の有線放送をつかっております。八千代町・向原町の2町は防災行政無線放送を使用しております。また、地域では自主防災組織の連絡網を利用することとしております。しかしながら特に有線放送の加入率が低く、全世帯に行き渡る状況にありません。

防災行政情報の伝達システム構築については、合併時の課題でもあり早急に整備を図る必要があると認識しております。現在、地域情報化の整備として全地域を網羅する、「光のネットワーク整備事業」を平成25年度完成に向け実施しているところであります。

いずれにいたしましても有事の際には、有線無線放送、広報車、消防団、自主防災組織や地域振興会などのあらゆる連絡網を活用しながら必要な情報を迅速かつ的確に伝達する必要があると考えております。また携帯電話等を利用したらどうかという御提案がございました。このことにつきましては、早急にこのことの汎用性、また利便性を考慮しながら活用に向けて考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山本優君。

○山本議員 今回の答弁は先ほど同僚議員がされた答弁と同じような中身だったと思いますけれども、その中で市長が言われるところは全部完璧じゃない。事故が起きたときには使えなくなる可能性が高いという答弁をされておられました。そういう中で携帯は電池がなくなったら使えないんですが、情報伝達、災害が起きたら避難勧告とか、今災害が起きますよとメールでいいわけですから。その活用はこれからもう平成25年にできると言いますが、その時に光ファイバーの電柱が倒れたら市長が言われたように、道路がめげたら通用しないよと先ほども言われました。携帯だったらそういうことなしに通じると思うんですね。今後その対応はしっかりと検討していただきたいと思っておりますので、もう一度答弁をお願いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほども答弁したつもりなんですけど、携帯電話の活用につきましては、実態状況、利便性を考慮しながら考えとしてしっかり検討してまいりたいと思っております。前向きに検討していきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山本優君。

○山本議員 よろしく申し上げます。

次の質問に移ります。避難対策についていろいろ伺いたいと思っております。

市民の避難訓練の現状、また教育現場での避難訓練の指導体制については、どのような体制がなされているのでしょうか。お伺いいたします。

学校関係では、毎年防災計画が出されておると聞いておりますが、毎年同じような内容のものが出来、マンネリ化しておるんじゃないかという点も危惧されるところであります。その辺の指導体制についてお伺いしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 避難対策についての御質問にお答えをいたします。特に市民の避難訓練につきましては、平成20年に行政、消防署、消防団及び吉田町4丁目自主防災会と合同で避難訓練を実施いたしました。それ以後、市民全体を対象とした避難訓練は行っていないのが実情であります。

現在は、自主防災組織の設置により組織ごとの訓練が主流となっております。訓練の内容といたしましては、避難訓練、炊き出し、消火器やAEDの操作訓練、心肺蘇生法など消防署員が出向き専門的な技術の習得や実際の行動にあたっての指導など多種多様な訓練が実施されています。

また、今年10月2日には、市民を対象とした「消防防災フェスタ」により、市民の皆さんが楽しみながら体験し、学び、消防防災関係者及び関係団体の参加により、防災意識の高揚を目的として、開催を計画しています。今後、市民全体における防災活動の高揚につなげればと考えています。

なお、教育現場の避難訓練につきましては、教育長の方からお答えをいたします。

○藤井議長 引き続き、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 教育現場の避難訓練などの指導体制でございますけれども、安芸高田市内の小学校・中学校におきましては、先ほど議員が申されましたように、毎年、学校防災警備計画を作成し、火災その他の災害発生を未然に防止するとともに、万一の災害発生に際して、その被害を最小限に食い止めるための必要な事項を定め、防災教育及び避難訓練を実施しております。

避難訓練につきましては、火災や地震、水害、最近是不審者対応などを想定いたしまして、学期に1回程度、消防署などの必要な関係機関とも協力も得ながら実施しているところでございます。

ことしも学校防災計画が提出されております。先ほど議員が申されましたように、マンネリ化ということもありますけれども、毎年職員のメンバーが変わっておりますので、安全担当の職員も組織のほう変わってくるということがありますから、大きなことについては変わりはありませんけれども、年々更新されてきておることは事実でありますし、東日本大震災を踏まえまして、今年度もより綿密なものが出てきておるところであります。

教育委員会におきましては災害が予測される場合には、各学校と連携を図り、児童生徒の安全確保と被害の防止について指導してきてまいりました。

合併以来、豪雨や豪雪・不審者等危険な事案はありましたけれども、おかげで死亡事故等大きな事故は起きておらず、学校関係者や保護者・市民の皆様の御協力に感謝しているところであります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山本優君。

○山本議員 教育現場では、今教育長が答弁されましたように、毎年学期ごとに訓練されておるといってございまして、吉田以外のところでは小・中学校が別々でなかなか難しいと思いますけれども、吉田においては幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校が一連につながっている地区でございまして、こういう連携訓練みたいなものはやられたことがあるんでしょうか。それをまた今後、そういうところを計画するとか、小さい子が中学校、高校生が誘導して救助するというような方法を考える必要があるんじゃないかと思いますが、その点はどういうふうにご検討されておられますでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 学校間の連携、あるいは保育所等々の連携、さらには放課後子ども教室等が開かれておったり、児童館が開かれておるといようなこともありますので、例えば、不審者対応があった場合に、それぞれの関係機関は相互に連絡を連携を図るようにしております。とりわけ、先般もあるところで不審者が出まして逮捕されておりましたけれども、実際にそのことにつきましては、情報を提供いたしまして、その付近における可能性もあるといようなことで体制も整え集団下校する場合には、この間の場合には夕方5時半過ぎでございましたから、ほとんどの学校は下校しておるとい状況であります。そうでない場合には、連携をするようにしております。

豪雪等の場合あるいは豪雨があるような場合には、ある学校だけ登校してその学校以外は休校にするといようなことがありましても、保護者のほうから見ましたら非常に学校に対する不信を持たれるといことでもありますから、小・中学校間の当然、連携はするようにはしておりますが、地域によりまして豪雪、豪雨につきましてかなり違いがありますので、北部のほうと南部のほうでも違いがありますから、それぞれ一斉にといわけにはいきませんが小・中学校がそれぞれ警報が出ている場合、あるいは台風が接近をしてさらに被害が拡大するといような場合にはPTAと連携しながら、できるだけ同歩調でいくようにしております。

ただ、小学校と中学校は体格も違いますからそのところはある程度は考慮が必要だろうと思っております。地域によって多少は違いがありますけ

れど、意識統一はして一緒に行動すると。ただ、小学生、中学生が保育所に行ってその子どもたちを手をつないで帰るとかいうようなことは保育そのものが保護者の責任においてなされるということになっておりますので、行き帰りにつきましては。そこまではできておりません。まず自分の身を守るということを第1義的に考え、職員の身も守るということもあわせて考えていくようにしているところであります。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山本優君。

○山本議員 小学校、中学校、幼稚園、保育所。小中幼保の連携もこれからしっかり視野にいれて災害時は何事も事件にならないように、皆さんが助かるような体制をこれからも教育現場でもとっていただきたいと希望しておきます。

先ほども出ましたけれど、本市において考えられる災害といたしましたら、地震もそうですが、水害、風害がメインになろうかと思えます。想定外の雨が降ることも予想されます。市民の生命、安心・安全のために、安全確保のために気を緩めることなく対応されて、いろいろなシステムやマニュアルを検討していった市民のために頑張っていただきたいことを期待して、私の質問を終わります。

○藤井議長 以上で山本優君の質問を終わります。

この際、2時50分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時30分 休憩

午後 2時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

2番 石飛慶久君。

○石飛議員 2番、石飛慶久、無所属です。

先の通告どおり2点の質問事項についてお伺いいたします。

まず6月という梅雨前線が停滞する昨年度の豪雨災害、または平成18年度の豪雨災害を思わせるようなひとひととした雨になっております。

さて、郡山城跡についてお伺いいたします。郡山のふもとの一帯が、がけ崩れ、土砂、土石流の危険性を踏まえていますが、現在災害防止のための早急な手当の必要性をお伺いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○藤井議長 ただいまの質問に答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の石飛議員の御質問にお答えをいたします。郡山城跡の災害防止のための早急な手当の必要性についての御質問でございます。

現在、郡山山ろくの中で、急傾斜地被害や土石流被害といった土砂災



害が起り得る箇所について、住民の生命及び身体を守るために、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されておりところでございます。

くしくも昨年の7月に、その指定箇所であります吉田高等学校の裏山が市道郡山山道線もろとも崩落する災害が発生しましたことは記憶に新しいところであります。幸いにも、災害発生前に避難勧告を発令しておりましたので、大事に至らずにすみました。現在は、復旧に向けて工事を進めておるところでございます。現実にはこのような生々しい災害を目の当たりにし、防災対策の必要性を強く感じたところでございます。

そこで、郡山山麓地域の安全・安心を確保するための対策手法を検討する目的で、郡山貴船地区斜面对策検討協議会を立ち上げ、今年の3月に第1回の協議会を開催しております。

今後とも、本協議会で多くの知恵を出し合い、よりよい斜面对策を検討し、ソフト対策並びにハード対策の実現を目指してまいりたいと考えております。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 適切な処置をいただいているということで大変ありがたく思っております。

今貴船地区と限定されたと思いますが、幼稚園、保育所または小学校に及ぶところかと思えます。ここには将来を担う子どもたちが就学に、または友達づくりにと生活をしているところですので、ぜひ防災対策を十分に議論していただいて、また対応していただきたいとは思いますが、御存じかどうかわかりませんが、郡山北側のほうに外堀と相合を結ぶ市道がございます。そこで妻坂峠から土師ダムをしめす広島県の自然歩道の説明看板があります。ちょっとその北側のほうに崩壊地がそのまま放置されていると。裏山ですから関係ないと言えそうなのかもわかりませんが、そもそも郡山貴船地区のみならず全山崩壊しつつあるんじゃないかと。平成18年には西谷遺跡跡、整備はしていただきましたが、これはやっぱり山が崩れて、少しずつ山が崩れている現状があると思えます。それプラス、まず貴船地区のみを限定にされたところを、結論出されたことをちょっとお伺いしたいと思えます。全山の必要性があるんじゃないかと。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴船地区というのは、実はインターネットでも調べたらわかるんですけど、ハザードマップでレッドゾーンになっています。レッドゾーンというのは非常に危険だということで赤く表示したところなんです。このところについては将来的にレッドゾーンをなくしていこうじゃないかというのが大きな行政の姿勢でございます。距離は長いので1年ではできませんけど、段階、計画的に整備していきたいとかように思っております。

レッドゾーン解消からあとの山を守るとかはやっぱりレッドゾーンとかに一応入っていませんので、そういうところにつきましては段階的には調査を重ねて対応を考えていきたいと思っております。

またその地域には、今レッドゾーンの区域には高等学校、小学校、保育所、また土木もありましたし、公共施設がたくさんございます。そういうことありまして、そういう公共施設のあるところを優先的に進めていきたいとかように思っておるところでございます。

それから学校の統合の問題もございますけど、吉田小学校、あそこ耐震化工事を行いますので、あそこへつくるということになってくるとこの裏山どうかということになってくると、レッドゾーンだと。将来的にどうなるんかということもございますので、そういう意味からもそこは早急に工事をしなくてはいけないと今思っております。

崩壊地には2通りございまして、急傾斜の対策というのは一応人家とか学校とかを守るための整備ということになって、それでもう一つは山を守るという事業がございまして。担当のほうは、国土交通省と農水省のほうを担当になると思っておりますけれど、その辺は事業の仕分けをしながら有利な方向でまた検討していきたいとかように思っております。御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 貴船地区ということで、限定で質問させていただきたいと思うんですが、貴船地区にはちょっと山頂にいけば旧本丸に通じるかと思うんですが、その旧本丸のほうの整備状態、結局傾斜地である園舎に近いところだけが傾斜地であってそこだけを整備すればいい状況なのか。それとも旧本丸という大きな尾根の頂上まで整備せんと、下に対しての安全度が高まらないのか。私はやっぱり旧本丸の頂上から傾斜地の、この頂上から下の平地までのこれを整備せんと安全とは言い切れないと思っておりますが、いかがでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 一応、崩壊区域というのを法で決めております。その中には一本丸も入っていません。この地域は崩壊しますよと。だからこの区域を何らかの方法で手だてをして崩れんようにしようということなので、議員がおっしゃるような全体を考えるとというのはまた別の角度から考えていかないけんと思っておりますけど。当面は、レッドゾーンの解消ということで御理解をしてもらいたいと思っております。

今、法が整備しているレッドゾーンというのは山頂までいってません。いわゆる当面はずってくるだろうと想定されるところの斜面を示しています。我々もこの整備をレッドゾーンの解消ということでしていきたいと思っておりますので、山の頂上ということになるともっと別の角度から検討していかないけんということになりますので、御理解をしてもら

いたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 法的に崩壊地という限定ということで、それは行政の認定ということではないところがありますので。ただ、よく想定外という言葉がほとんどは想定されとったんじゃないかというように言葉が変わるように、認定を崩壊地でここをしてたけど、実際はもう危険なんじゃないかと薄々わかっておるが認知をしないよという状況下もあると思いますので、その辺は国、県にしっかりと市長のほうから指導してすべて危ないんじゃないかというように強く言っていただきたいと思います。

また市長が先ほど本丸と言われましたが、旧本丸と理解してよろしいですよ。旧本丸から貴船の平地までと。そこだけちょっと確認をしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 現在レッドゾーンになっているのは、旧本丸の下からです。旧本丸です。それからさっき議員が御指摘のように、工事があるときには専門家の調査が入ると思います。当然レッドゾーンがあっても、この上が絶対落ちる状況になってるとするのはそこも対象になると思いますので。そういう専門的な調査は工事の中に含めていきたいと、また要望していきたいと思いますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 私も山が好きなもんでついつい、よく山に登って悪いところをたくさん見つけてるんですが、先ほどの市長の答弁でありましたように、貴船地区のところは今ちょうど該当してると、崩壊地ということで整備していただけるということで、そこに追従しまして難波神社というのが近くにあると思うんですが、難波谷ですよ。そちらのほうも治山事業が行われるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 郡山の山ろくにつきましては、先ほど急傾斜の土砂災害特別警戒区域としまして貴船地区の協議会を立ち上げているところがございますが、その警戒区域につきましては高等学校の裏からずっと回りまして、大浜、それから国道54号の区域まで入っております。

それから三次方向につきましては、以前、急傾斜事業で既に整備をしておるところでございます。難波谷につきましてはまた今後の検討箇所だというふうに考えております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 貴船地区以外ということで難波神社のほうはちょっとこのたびの崩壊

地、急傾斜地とは違うということではありますが、それではまた先ほど冒頭にお尋ねしました崩壊地があると私冒頭で申しました。その北側の市道に面するところに県の遊歩道の説明があります。その遊歩道よりちょっと東側にいったところが崩壊してますが、ここは崩壊地としての認定とかいうものは、調査とかされてるんでしょうか。

○藤井議長

答弁を求めます。

産業振興部長 清水勝君。

○清水産業振興部長

ただいまの北側の遊歩道付近の崩壊地ということでございますが、基本的には郡山城跡ということであればこの表側の史跡の部分が我々商工観光課のほうが所管する観光地ということで所掌しておりますが、北側の裏側については特に貴重な観光地ということでもございませんので、現在のところその付近の調査については行っていないのが現状でございます。現地の方を確認させていただいて、今後の検討をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員

特にそこに説明板に妻坂峠と土師ダムの表示が書いてありますので、確認していただきまして見ていただきたいと。ましてや、郡山公園に150メートルよという指標もついております。これは郡山の元就さんの墓所のほうに向かう道しるべがあると思っております。よろしく願いいたします。

では続いて、次の質問に行きたいと思っております。風致保安林の公有化についてお伺いいたします。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

風致保安林の公有化についての御質問であります。

「風致保安林」は名所や旧跡、趣のある景色などを保存するため、県知事が指定するものです。景観が失われないように伐採などが制限されております。郡山の土地所有者は吉田財産区を始め、毛利家、及び民間の方々の所有となっております。民有地については先祖伝来の土地であることや、歴史的な価値があるから、現在のところ土地所有者から公有化の要望はございません。このことから、市といたしましても現在のところ、公有化については考えておりませんので御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員

保安林に対する公有地が73.36%、私有地が26.64%かと思いますが、実際この保安林のところの私有地部分に植林があると思いますが、いかがでしょうか。

○藤井議長

暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時09分 休憩

午後 3時10分 再開



○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 民有地についても当然植林とか伐採とか許可をされております。ただ、制限行為があつて伐採する場合にはちゃんと既定のルールに従ってくださいということがあります。これはここだけじゃなしに全国的なルールでございます。それを承知で風致保安林とか防風保安林とかということになっておるのが現状でございます。

保安林にするためには地権者の了解を得て、もちろん指定になってることは御承知のとおりでございます。植材もされておられます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 個人所有のところにヒノキやスギなどの植林がかなり大きくなって密林となってる状況かと思えます。

昭和15年に最初の国史跡に指定されて、昭和63年2月16日に再指定された。その間48年間、63年度に指定されて既にもう20年間たっております。この間多分木も、植林がいつごろされたかは私もわかりませんが、木のほうの整備状況というものが個人にやるものであれば個人がやるべきであります。風致保安林という一応指定の中で、該当があれば市の指導じゃなくてこれは県が指定してるんでしょうから、市のほうがどうこうというわけにはいきませんでしょうけど、市のほうから県に行つてどういう状況か。もうちょっと間伐を、間引く必要があるんじゃないかと市のほうからも要請つていうものはできないんでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 お山の管理というのは我々保安林でなくてもちゃんとしてもらうように要請をしております。ただ山の中に入る条件というものがなかなか今厳しくて、入ったら何で山へ入ったかということなんで、持ち主がわかっている山につきましては補助の制度が非常にあるようなことなんで、こういうことは推進してまいりたいと思います。

今地球温暖化とかいいですけど、木が発育する状況にもっていかないと山の中にも木ができないので、こういうことは、所有者がわかれば積極的に利用を進めていきたい。ただ本人がやってもいいとか、そういう承諾がないと次のステップにいけないということについては了承してもらいたい。

それから議員御指摘のように、保安林とかいうものは勝手に一方的に行政関係なしに決めたところなので、民との関係になってきますのでうちが勝手に手を出すわけにはいかんということも御理解をもらいた

いと思います。

植木伐採とかそういうものについては、ちゃんと国のほうの基準に伴って伐採をすることになっております。植林も基準に従って、伐採したところからまた植えていくというような基準があるみたいでございます。国のほうへはちゃんと事業を展開できるよう、個人もわかったらそういうような事業促進については推進していきたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 ぜひ要望していただいて推進していただきたいと思います。私15、16年前は郡山の本丸のほうから高田ホンダプリモのほうの、国道54号線に面しているホンダプリモが見えよったと思うんですが、現在全く見えんようになっております。眺望というものが山に上がったときに一番の見どころだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

では続いて、同じような質問になるんですが、緑地環境保全地域の公有化についてお伺いしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 緑地環境保全地域の公有化についての御質問でございます。

「緑地環境保全地域」は、市街地及びその周辺地域の緑地のうち、歴史的、文化的資産と自然が一体となって良好な自然環境を形成している地域を保全するため、県知事が指定するものです。従いまして、現在のところ、緑地環境保全地域の公有化についても風致保安林同様、具体的には考えておりませんので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 その緑地環境保全地域の中に、展望台と申しますか、昔、第1展望台と言った下のほうの展望台なんですが、その近くに、昔、売店をやった家があると思うんですが、88カ所のお地藏さんのちょっとした側にその建物が古いと言いますが、崩れてそのまま放置されておると。そういうものが緑地地帯にあるということを御存じでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 展望台と売店についての老朽化については把握をしておるつもりでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 その建物の登記がそのまま個人所有だろうと思えますし、私有地、個人所有だろうと思うんですが、そういったものを公有地と申しますか、私有地へ買収とかいうお考えはございませんでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 昔からそういう旧吉田町時代からのことでもありますけれど、現実それが公有地かどうかというのは調べたことはありませんけど、こういうものを用地を買うかどうかというのはもう、何とか既得権というか本人も認めたような状況なので、むしろそれよりか、地域全体の公園全体の環境整備についてこれから考慮はしていかなくてはいけないと思っております。今から探してからこの下の土地はどうなってるかとか、これを市が全部を買うとかというのは今の時代にそぐわんような気がいたしますので、議員御指摘のように崩壊した建物とか環境を阻害するようなものは、案内板も含めてこれから検討させていただきたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 多分吉田町時代から長年の課題だったのかなと思いますが、その88カ所のちょうど上のほう、お地蔵さんが並んでいるところも大きな木の根っこがもう伸び出してあれでも倒木の恐れがあるんじゃないかなというところもありますので、それも含めて倒壊した、風化した建物の処理も公園と一緒に整備していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問としたいと思っております。今後の史跡毛利氏城跡郡山城跡整備基本計画の事業内容と歴史的風致維持向上計画への取り組みの有無をお伺いします。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 今後の史跡毛利氏城跡郡山城跡整備基本計画の事業内容についての御質問にお答えをいたします。

史跡毛利氏城跡郡山城は中世の山城の特徴を持った貴重な遺跡として、日本百名城にも認定され、市民はもとより、全国の多くの史跡ファンに親しまれております。御質問の史跡毛利氏城跡郡山城跡整備基本計画は、旧吉田町時代の平成14年3月に策定されたもので、10年近くが経過し、財政事情の大きな変化などを踏まえ、計画の見直しが必要であると考えておるところであります。郡山城跡は国の史跡に指定され、新たな発掘や復元などは厳しく制限を受けている状況でございます。これまでは、災害に伴う復旧工事、遊歩道の整備、説明板等の更新、ボランティアの協力による下草刈りなどを行ってまいりました。今後とも維持・保全を行いながら、中世の貴重な文化遺産である郡山城跡を後世に伝え、また安芸高田の歴史を学ぶ場として、あるいは、地域のまちづくりや地域活性化の資源として活用を図ってまいりたいと考えております。

また、歴史的風致維持向上計画につきましては、この法律が歴史上価値の高い建造物及びその周辺の歴史的町並みを一体的に保全するため設けられたもので、郡山城跡の保全に関し、こうした計画を策定する考え

は現在のところ持っておりませんが、案内看板等は他の制度を活用しながら充実してまいりたいと考えておるところであります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 毛利氏城の郡山城の整備保存ということで、災害復旧に伴うことじゃないとなかなか調査が入れないということと理解はいたしますが、それでは大変もう遅い状況になるんじゃないかと私としては心配しております。先ほど冒頭で言いましたように、昭和15年に認定されて48年たって昭和63年に再認定。今20年たってると。その認定したときには立派なまだ山城の景観を維持されとったんじゃないかと。昭和63年の時点と20年たって大分形状が変わって、保存状況が悪くなって、ましてやこういったゲリラ豪雨のある時代です。木の根っこは太くなる、雨は豪雨で遺跡を崩していく。こういう状況の中を想定外と言わずにもう想定された状況なのを放置していくのかと。これを次の世代に継承させるんだというようにいわれるなら、甚だどうなのかなというような気がしてなりません。

また百万一心という文字があるんですが、今、一日一力一心ということで一時、時を同じくと言いますが、もう一時じゃやれない状況じゃないか。2代、3代と続いて一時のスパンで考えるんじゃないかと、3世代ぐらいで整備やろうやというぐらいのつもりで手を出さな、確かに予算措置とか金額的なもの、財政状況というものがあると思いますので、その辺も今の現状の自治体を考えてみれば、本当にそのスパンで手を出す時期だろうと思いますのでその辺と、もう一点。歴史的風致維持向上計画ですが、この部分は建物がないとおっしゃいましたが、この郡山城跡のふもとのほうに清神社という神社があります。この神社を軸にして計画を作成できないんでしょうか。その2点をお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 歴史的風致向上事業ということでございますが、先ほど答弁をさせていただきましたように、歴史上、価値の高い清神社等がございますけど、それだけではなしにその周辺の歴史的な町並みを一体的に保全をするという非常に膨大な計画でございます。それを今の財政状況の中で果たして可能なのか、どうなのかということも考えていかなければなかならうかなと思います。

それからもう一つ、城跡でございますけれども、こんなことを言ったら悪いかもわかりませんが、穴戸城のところにはいたしましても基本にお城というものは普通の状態であられるようなところに城ができていないのであります。したがって、継続的に予算を投入して計画的にその整備をしていかないと一気にやるということになりますと、膨大な予算を費やして市の半分ぐらいの予算を費やしてもなかなか達成できないということがあるだろうというように思います。これは政策的な

大きな課題でありますので、その歴史的な必要性につきましては担当しております教育委員会として前向きに考えていきたいと思いますが、できるかできないかということについては財政的な問題があつてそれは私のほうから一朝一夕に申し上げることはできないとこのように思っております。しかし、それだからといって放置するのではなしに、先ほど申し上げましたように、案内板とかあるいは登山道ですか、そういう道の整備等につきましてはまくら木等を設置したりしながら、整備は大分してきたつもりでおるところであります。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 歴史的風致維持向上計画というものは、清神社一つコアにした分じゃできないと。ちなみに全体を考えなさいということなんですが。

吉田町の都市計画区域というものは県のほうでは定められてると思うんですが、その中でも景観を、景観地区、歴史的風致維持向上地区計画などを決定して進めて、この地域の活力といいますか、都市機能を高めて定住または経済、いろんなものを高める必要があるというように県のほうも言ってると思います。予算的に、この一時に予算を計上してすぐに多くの莫大な30億円というような予算をつけて風致計画をするべきかどうかというのは大きな疑問もあると思いますので、百万一心という言葉を変えまして、一時というんじゃなくて2代、3代と続けてやっていく必要がある時代だろうと。もうかまっていかなとほんとに何にもないようになってしまう。安芸高田市何があるの、もう壊れてしまったものばかりじゃないかというようになっては手おくれになってしまうということを提言いたしたいと思います。

ましてや、教育委員会のほうでも看板設置をされておりますので、よくおわかりかと思いますが、薬研堀という堀があります。日本一長い薬研堀という堀があつたと。それを復元せえということは言いませんが、そういったものもあるんだよと。小学校、幼稚園、保育所、高校の前にあつたんだよと。これを忘れ去ってはいけないんじゃないのかということもつけ加えて、歴史的風致維持向上計画、本気で取り組む時代に入ったんじゃないかということを提案しまして次の質問に入りたいと思います。

大枠2番の都市観光推進体制の確立について、お伺いいたします。平成21年度に安芸高田市観光振興計画が示され、平成22年度安芸高田市行政改革推進実施計画で重点区分とし、観光推進体制の確立の目標実施年度を平成24年度と定めていますが、その観光推進体制についてお伺いいたします。観光協会の設立、観光プロデュースチームの結成と育成の推進の進捗状況と課題をお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 観光推進体制の確立について、観光協会の設立にかかる御質問でござ

います。

観光は地域にある資源を再認識し、有効に活用することで人のながれを興し、食事や宿泊、物販、交通等の地域の経済振興や、市民にとってみずからの生活の場が評価されることによる地域への誇りに繋がるものと考えております。安芸高田市内には厳島神社や国営備北丘陵公園など、集客の核になる資源はありません。しかしながら、サッカー、神楽、毛利氏、土師ダム、カタクリ、湧永庭園、田園空間など特色ある資源が多く存在をしております。

現状では、これら魅力ある観光資源が有機的に連動されておらず、全体としての地域振興や情報の発信につながっておりません。このため、安芸高田市の資源活用と交流活動を促進するために観光協会の設立が重要であると考えております。現在、組織の構成や業務内容を整理し、関係部局との連携によって、平成23年度内での設立に向けて準備を進めているところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 ありがとうございます。では、続けて2番の質問をお伺いしたいと思います。未来創造事業、土師ダム周辺事業など観光振興の事業進捗状況により、目標時期が左右されると思われませんが、観光推進体制の確立の目標実施年度の平成22年度とされているので間違いありませんでしょうか。お伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 現在、予定されております未来創造事業や土師ダム周辺整備事業の進捗にかかる観光推進体制の確立にかかる御質問でございます。

「未来創造事業」を推進し、神楽の伝承と交流人口の拡大による経済活動を推進するため、市内22の神楽団の連携・協議を行う組織として「安芸高田市神楽協議会」の設立を準備していただいております。また、土師ダム周辺の再整備事業によりまして、より多くの人の流れを創ることが期待されております。こうした組織や施設につきまして、十分な機能を発揮するためにも、一元的に情報を集約し、発信する観光推進体制の整備が求められております。市域全体の交流人口の拡大のためにも、早期の観光協会の設立は重要であると考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 ほんとに安芸高田市が観光として産業を興すということにとっては、観光協会が大変重要なキーポイントだと思います。また昨日19日の日曜日には安芸高田市の教育委員会主催であきたかた実施芸術の旅というものを催されたということらしいです。こういったところでも協力体制が随分確立されているとは思いますが、この観光協会の主力メンバーとい

うものはもう既にお決まりなんではないでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

産業振興部長 清水勝君。

○清水産業振興部長 観光協会につきましては、現在市内に向原町と美土里町の観光協会が2つございますが、それを全市的に新たな組織をつくっていかうということで、平成22年から商工会等も関係機関と一緒に中身について議論をさせていただいておるところでございます。

現在そういった議論をもとに先ほど来、質問がございましたような組織の中身ということについて基本的な部分についての整理をさせていただいておるところでございます。幅広い運営のための組織ということで考えておりますので、商工会の関係あるいは農林水産、あるいは教育委員会、幅広いそういった関係団体に参加いただいて連携した組織にしたということございまして、具体的にはそういったことが立ち上がっておりませんが、今その準備をさせていただいておるという状況でございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 観光の推進ということで本当に力強いものをつくらんといかんということでそれぞれ地域には特色があるものがたくさんあると思います。特に最近では、広報あきたかたでも最終ページのほうではシリーズお城発見という形で、各町のお城、山城を紹介されたり、またその中で八千代町の阿賀城などは八千代町の振興会さんが整備されたということなど、それぞれ地元などある程度いろんな期待感をお持ちだと思います。そのためにもこの観光産業というものを構築するに当たって、全体を見渡して推進し主力メンバーになっていただく方を望みまして、次の質問に移りたいと思います。

広島市と近隣市町の連携強化を図るまち起こし協議会というものが去る6月の1週間ぐらい前の中国新聞のほうで掲載されておりましたが、このまち起こし協議会への市長の意気込みをお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 まち起こし協議会につきましては、広島市が、近隣5市2町との連携による「絆」を構築して、相互のまちの活性化や産業・経済の活力の増進を図る目的で、より機動的に施策を展開するために組織化を考えられているものでございます。組織は、東部地域、西部地域、そして安芸高田市が所属する北部地域の3つの協議会を設置することが考えられています。安芸高田市における観光交流を推進する上で、広島市は最も重要な集客のターゲットであると考えております。広島市に隣接した優位性を発揮した安芸高田市の観光交流のメニューづくりや情報の受発信について、広島市との間で設立されるまち起こし協議会を通じても策定してまいりたいと考えております。このため、このたび設立が検討されている

まち起こし協議会に積極的に参画するよう検討を進めてまいりたいと考えておりますが、現在、市のほうから何の見当もございません。市が一方的にこういうことを考えているというので、私といたしましてもうちに人格はあるので安芸高田市の意見も聞いてもらえるような場の構築には努めていただきたいと思っております。

先般のオリンピックを勝手に市長さんがやめたと。私は委員になっておるんですけど、非常に心外をしておりところでございます。そうはいつでも、うちの土師ダムとか神楽施設とか湯治村等、広島市の協力なしでは非常に困ったこととなりますのでそういうことを踏まえてでもしっかりと協力を仰ぐよう努力をしてまいりたいとかように思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 ありがとうございます。市長が先般独自のこの自立という、この安芸高田市も過疎とかいうことで認定されておりますが、過疎の中でも自立して自治体として800何ぼある自治体の中のしかる自治体になるんだと、市長の意気込みを見たかと思えます。ぜひ頑張ってくださいましてまち起こしの協議会がもし委員となられてもリーダーとして推進していただきたいことを望みます。

最後になりますが、私、毛利元就さんのことで木の密林とか植林地をどないするんかと言っていました、ちょっと最後に言いたいことが、毛利元就さん吉田物語では、「恨むなよ、心に燃ゆる花もなし」とか花に対する気持ちをうたったものもありますし、晩年には花の会を催して、「友をえてなおぞうれしき桜花」と「昨日にかはる今日のいろ香は」という歌もあれはお里屋敷のところであつたと。興禅寺にて「情け主の宿なれど 花の色香を何にたとえん」ということでやっぱり花の歌をうたっております。というので春霞集という毛利元就の歌本を晩年にはつくられたということになっております。ですから桜なんかは特に安芸高田市の市木です。あじさいがあるかないか、歌の中にちょっと調べてもらわんとわからんのですが、もしあじさいの歌でも詠んでればこれはまた一石二鳥。何か利用できないかなということを提案しまして、本日の質問を終了させていただきたいと思えます。本日はありがとうございました。

○藤井議長 以上で、石飛慶久君の質問を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしましたので、散会いたします。次回は、明日午前10時に再開いたします。大変御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 3時44分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員